

ですが、この「定見を欠く」というところで、この答申について、今度文部省のほう、安嶋さんのほうにお聞きしたいのですが、この答申についての、私学共済の今回の改正にあたって、文部省の見解としてはどうなんでしょうか。この見解について反論あるいは同調する意見があるのか、その辺伺っておきたいのです。

○安嶋政府委員 この社会保障制度審議会の意見は、ただいま御答弁もございましたように、そういう意見を付して、現在御審議をいただいております。その改正案を可としてお認めをいただいたわけでございます。したがって、社会保障制度審議会のこの意見につきましては、今後の課題としていろいろな面から検討をしてみたいということになるかと思いますが、その課題の検討の場といたしましては、たびたびお答えを申し上げておりますように、各共済共通の課題が非常に多いわけでございますので、公的年金制度調整連絡会議というところにおきまして、各共済共通の課題として、この社会保障の御意見をさらに検討をしていきたいということでございます。この意見によりまして私どもの原案をどうしようかということではないわけでございます。今後の課題ということでございます。

○山原委員 従来このような答申、たとえば「根本的に再検討すべき時期である」という前文と「定見を欠くところが多い」というような答申をしたことがございますか。

○上村説明員 これは「根本的に再検討すべき時期である」というふうにいわれておりますのは、御案内のように、一般国民を対象にした国民年金なり厚生年金につきましては、いま参議院で御審議いただいております法案で相当抜本的な改正が考えられたわけでございます。共済につきましても、これは抜本的な改正が間に合いません。このように当時の審議会の席上で、主として国家公務員共済組合を担当された政府のほうから御説明がございましたので、それを急ぐようなことを強

調したということでございます。ただ、こう申しでは何でございますが、従前とも各共済通じての問題でございますが、まず恩給が改正される案が固まりまして、国家公務員共済がそれに右へならえし、地方公務員がそれに右へならえし、公共企業体がそれに右へならえし、それから私学、農林がそれぞれ右へならえされるということについては、恩給に追従するようなことはやめたほうがいいということとは、前々からも強調しておるところでございます。

○山原委員 これは年金の年といわれるぐらい年金問題が重要な比重を占めてきているわけですね。だからいまのお話では、私学共済等はことしは間に合わないというお話でございますが、ほんとうに私学共済につきましても私は根本的に考える時期を迎えておると思えます。これは間に合わないということ、私どもこの法案に対して反対するものではありませんけれども、しかしこの私学の現状、私学につとめておる教職員の現状から見ました場合に、やはり抜本的に問題を検討していくという姿勢ですね。この姿勢は、ことしの法案審議にあたって確立していただかないと、また来年も同じような状態で進む、従来の慣例とではだめだと思ふのです。この点については安嶋局長の少しきまつた姿勢というのを私は伺っておきたいのです。

○安嶋政府委員 公的年金制度の問題点は、この社会保障の意見にもありますような点、その他いろいろあるわけでございますが、それにどう対応するかという課題につきましても、さきも申し上げました公的年金制度調整連絡会議におきまして議論を尽くしておるということでございます。

御承知のとおり、厚生、国年、船員保険等の民間グループ、国共済、地共済、公企体共済等の公務員グループ、それから労災グループ、それに私学、農林グループ、それぞれに分かれて問題の検討を続けておるわけでございますが、しかしこの間には、もちろん相互に密接な関係がございます

し、また相互の均衡ということも十分考えていかなければならない。特に恩給というものを別にいたしまして、公務員グループの年金がどうなるかということとは、やはり特にこの私共済あるいは農林共済には影響するところが大きいわけでございます。先般も申し上げましたように、この公務員グループの検討の状況を注目しながら、私学、農林グループにおきましても引き続き検討を続けてまいりたい、こういうことでございます。

○山原委員 その点については、あとでもうちよつと触れてみたいと思ひます。それから答申の二番目の問題として出ておりますのは、「自動スライド制の措置は今回、見送られていたが、十分その内容を検討したうえ、速やかにその実現をはかられたい。」これは先日米の場の審議で各委員の中から出ておりますから省略します。

その次に、「公的年金における国庫負担については、各制度を通じての共通のルールを確立すべきであらう。」というところなんです。これはどういうことをいっておるのか。またその障害になつておるのは何かということをお聞きしたい。

○上村説明員 御案内のように、公的年金制度に對する国庫負担はまちまちでございます。御案内のように厚生年金の場合は二割、それから船員保険の場合は二割五分、国家公務員共済は一五割、それから公共企業体なり地方共済はなし、私学、農林はともに一八割ということになって、国庫負担の割合そのものに違いがあるという点が一つと、それから国庫負担の割合だけに着目いたしますと、国民年金が一番高くなるわけでございますが、今度給付を受ける者一人当たりどのくらいの国庫負担がついておるか申しますと、年金額の少ないところは国庫負担の割合は高くても金額が少なくなる、そういうことで非常にばらばらだから、やはり一つの社会保障として年金制度が行なわれる限り、公平をはかる必要があるというところで、こういう主張をしましたので、これは私学共済にだけのことではありませんが、すべての共済についてこういう問題点を指摘し

た、こういう趣旨でございます。

○山原委員 いま出されました国庫負担の割合ですね、これは厚生年金の百分の二十ということとの関係があると思ひます。それだけではないということですね。しかし、一つのそれが象徴的な負担割合というものが問題だと思ふのです。

そのことにつきましては、再三本委員会におきましても、私学共済を採決をします場合に、附帯決議としてやってきたところで、それがまた依然として解決をしないという問題ですね。この附帯決議は御承知のように各党一致しまして、私の経験ではもう四回くらいやっておると思ひます。そうすれば、これはいわば国民的な要求ということができると思ひます。しかも、社会保障制度審議会の答申でもそれが要求されておる。それがどうして実現できないのかという点ですね。国会が附帯決議を何べんも全一致で決定をしながら、依然として何年間も実現をしないというところは一体どこにあるのか。そんな附帯決議をつける意味がないじゃないかという逆説にもなってくるわけなんです。今度の私学共済の採決にあたっては、おそろく附帯決議の問題が出るのではなからうかと思ひますが、そういうことがなぜ実現できないのか。このあたり、やはりこの際はつきりさせてもらいたい。これは文部省からでもいいですが、聞いておきたいのです。

○安嶋政府委員 私学共済の長期給付に對する国庫補助は、ただいまお答えがございましたように現在百分の十八でございますが、これは昨年度百分の十六から十八に引き上げられたわけでございますが、その前は三十年から四十年までは十五でございました。そういったような経過がこの間にあります。そういったことが、私ども、ただいま御指摘の当委員会の附帯決議の御趣旨に従ひまして、毎年度少なくとも百分の二十にしてみたいという趣旨を要求をいたしておるわけでございます。

その趣旨は、御承知のとおり厚生年金におきましては百分の二十という負担率がありまして、私学共済が厚年から分かれたといったような経過も

ございまして、少なくとも百分の二十、こう申しておるわけですが、しかし、一方共済組合ということになりまして、厚生年金とはやや事情が異なつてまいりまして、国共済、地共済等とのバランスという問題も考えなければならぬといふことで、その引き上げがなかなか困難である。しかし現に差がついておるのはなぜかと申しますと、これは私共済の組合員にいたしまして、農林共済の組合員にいたしまして、やはり公務員に比べまして、やはり給与の水準等が必ずしもそこまで行っていないというようなことございまして、それから私学につきましては、私学の振興上必要であるというようにございまして、また負担の軽減をはかりたいというようにございまして、百分の十八というところになつておるわけでございまして、この率の引き上げにつきましては今後とも十分努力をしてみたいというふうに考えております。

○山原委員 文部省も、概算要求で要求をしてきておると思いますが、いま言った歴史的な経過もあると思うのですが、また大蔵省との関係もあると思います。けれども、その必要性ということですね。これはどんなに弁解をされようとも、これは一致しておるところだと思ふのです。それで、各党一致で附帯決議を何べんも何べんもつけているわけですから、そういうこと、結局その実現できない理由というものを取り除かなければこれは実現せぬわけですから、その点をばつききさせて、そして取り除くためには各党一致して努力をするということもあるでしょうし、他との関係におきましてはこれは技術的な問題もあるわけですから、たとえば農林年金と連合審査でもやつて、あらかじめかなり煮詰めた話をして、解決をしていくという手だつて、技術的には幾らでもあるわけですね。だから、そういうことの努力というものを、これはどうしてもやらなければならぬ問題だと思ふのです。

大体いま私学共済の組合員はどれくらいです

か。そして百分の二十にした場合、どれくらいか。経費がかかりますか。計算されておると思ひますが、伺つておきたいのです。

○安嶋政府委員 現在四十七年度の私学共済の組合員の数は約二十一万でございまして、それからこれは昨年度の概算要求の金額になるわけですが、百分の二の上積み相当額は約九千五百万円でございます。

○山原委員 結局一億に足らぬ金です。それから、そうしたいことではないわけですが、できないことではないと思ふのです。今度だつて、あとで審議される人材確保法の問題では百三十五億の金が出ていますから、だから私学の地位というものは文部省も少しば強調されてきておるわけで、そういう点から考えますと、これは実現できないものでもない、また歴史的な経過とかあるいは技術的な問題などを理由にして、いつまでも遷延すべきものではないと思ふのです。だから私学というものが、実際に国の文教行政の貧困さの中で、国民の教育を受け持つおる率というのは、非常に高くて、それなりの苦勞をしているわけでしょう。そういう点から考えますと、これは実現できないものではないと思ふのですが、これは文部大臣どうですか。文部大臣のこれに対する姿勢を伺つておきたいのですが、このままで、大体そこそこやつておればよいというふうなお考えですか。

○奥野國務大臣 先日この問題につきまして大蔵省側に質問がございまして、大蔵省側は、大蔵省側の御返事がございまして、文部省としては二〇〇要求したわけではございまして、実質は議定、実質はとらしていただいた。一九・八二〇になつておるわけでありまして、調整補助を入れますと、二〇〇との差がぐくわすかでございます。金額におきまして、ぐくわすかであったと思ひます。大蔵省は大蔵省なりに、先ほど来お話が出ておる通りに、公務員共済の関係もございまして、いろいろ苦慮しておられるところだ

ろうと思ひます。私は、将来とも私学共済につきまして、実質をぜひ確保していきたい。形式的にも、お話しのようになるだけ早く持つていきたいものだという気持ちは変わらないうわけでございます。そういう経緯のあったことをひとつ御理解いただかしまして、実質的には大体二〇〇を確保しているということでございます。

○山原委員 私学共済の理事長さんにお伺いしたいのですが、皆さんのほうも、百分の二十を概算要求されておると思ひます。それで、それが認められた場合、あるいは共済組合としての経理内容になるか、あるいは経理内容が改善できるか、あるいは厚生活動におきまして改善等の計画をお持ちになつておるか。百分の二十になつた場合、どの程度のことかと考えられておるか、伺つておきたいのです。

○三浦参考人 先ほど管理局長からも御説明がございましたわけですが、百分の十八から百分の二十にするための、その百分の二相当額というものは、四十九年度の概算にいたしまして一億二千万円程度、それから適用除外校がもし加入することになりますれば一億一千万円程度、これが四十九年度の概算のおおよその見込みでございます。ただ、ここで百分の二が実現いたしました場合は、私どものほうの長期経理の責任準備金にどう影響するかということが大きな問題に相なりますわけでございます。現段階でこの長期給付の責任準備金の必要額は大体千八百六十億でございます。そして私学共済が現在保有しております保有資産は八百二十七億、それから引き当て金といたしまして計算されるものが八百三十七億、合わせて千六百六十四億程度でございます。この責任準備金必要額から差し引きたいとしますと、いまの段階で百九十六億程度が責任準備金の不足金として計上されるわけでございます。私どもの努力いたしますところもこの辺にあるわけでございます。この百九十六億の財源を得ることによつて、将来の法定給付としての長期経理の財

政が、堅実になるかならないかの分かれに相なるところでございまして、したがひまして、この百分の二の国庫負担率が上昇することによりまして、大体百億程度はこの不足金がカバーされるということに相なるわけでございます。その辺のところを、でき得る大きな課題になるわけでございます。でき得るならばここで、発足当初、二十年前から厚生年金と同列な形の国庫助成を仰いでまいりましたわけでございますけれども、四十年に厚生年金のほうの百分の二十の国庫補助は実現いたしました。私学共済のほうはいわば取り残された形で徐々に認め願つたわけでございますが、いまだに百分の二十の実現には至らない状態に相なつておるわけでございます。

○山原委員 いま百分の二の問題についての経理上の関係をお話しになりました。ほんとうにささやかな要求だと思ふのです。だからこれを実現をしていくことは私はぜひ必要だと思ひます。

（委員長退席、内海英一委員長代理着席）同時に、先ほどから歴史的な経過として、徐々に改善はされていくという形なんですよ。けれどもちつとも、いわゆる五人以上従業員を持つて企業体の厚生年金よりもいふも差がついておるというふうな状態、これは私学論をここで言わなければなりませんけれども、それは時間がかりますから申しませんが、私学に対する見解というものは、実際に国公立の格差をつけてきたのには、文部省の責任も、国の責任も私はあると思ふのです。そういう点から考えますと、この程度の改善がどうしてできないのか。

私は一昨年この私学共済の法案審議にあたりまして質問をしたことがあるのです。それは先ほど名前が出ておりました各種公的年金制度調整連絡会議ですね、ここが出ておる答申の中には、たしか一本化して差別をなくせよという答申があつたと思ふのです。その答申もおそらく六年間続けられておるわけですね、六年か四年か正確ではありませんが、長期にわたつて答申がなされておられますけれども、それが依然として解決しな

いその際、その障害になっているのは一体何かという、依然として不明確です。どうしてもわからない。いろいろごたごた言われましますけれども、それは基本的な姿勢がまちまちではないからで、確固たるものを持つていけば、こんな障害は突破できるわけですが、依然として解決しない、それはどこにあるのか、一体その連絡調整会議はどうなっているのか、この点について、これは安嶋さんのほうに何っておきたいのです。

○安嶋政府委員 連絡調整会議は、これは制度の基本を論議しているわけでごいまして、ただいま御指摘の補助率の問題は、ここでは論議はいたしてないという事です。同時に、連絡会議は、お互いに連絡を協議しということでごいします。そこで結論を出して、各省にこうすべきであるというように言うてくる、そういう性質の会議ではございません。

それから、補助率の引き上げの問題につきましては、先ほど申し上げましたように、年来努力をしておるわけでごいします。実質的には、大臣からも御答弁申し上げましたように、ほとんど百分の二十になっておるわけでごいします。ただ、これも繰り返しますが、補助率の問題というのは、金額の問題もさきながら、やはり他共済とのたてまえにおける均衡の問題というのが全体として見ると問題だということでごいまして、御承知のとおり、国家公務員共済等の場合は、百分の十五で年来据え置かれておるわけでごいします。それとのバランスということがネックになりまして今日まで実現を見ていないということでごいします。

それに対して、私も私共共済あるいは農林共済の特殊性というものを主張しながら、今日まで、わずかにいうおしかりを受けておるわけでごいしますが、努力をし、積み上げをしてまいりました、その努力は今後も続けたい、こういうことでごいします。

○山原委員 繰り返して、巻き返し、これを論議しているようなふうになりますけれども、やはり

私はなぜ進まないのかといういろいろな理屈はあると思います。あると思えますけれども、なぜ進まないのかというこの疑念は、まだ晴らすことはできないのです。

それは、その次のところをちょっと読み上げてみますと、先ほど言いました答申の最後のところになります。『なお、今回、厚生年金が大幅に改善される結果、本制度の年金受給者が著しく不利になるおそれがある。このことは、皆年金下における公平の原則をそこなうので、この点に留意し財政基盤の強化その他基本的な検討が必要である。』というふうなこの答申は述べていますね。そうすると、安嶋さんが言われますけれども、やはり社会保障制度審議会の答申としては、不利になるということが出ておるわけでごいします。これは一体何か。

この点については、文部省はこの間が党の栗田議員の質問に対して、文部省の答弁、正確でありませんが、制度上の問題もあるが、あなたが不利にはならないという答弁をしたように思えます。そうすると、この社会保障制度審議会の答申とは、そういう面では明らかに食い違いが出てくるわけですね。

事務局長のほうに伺いたのですが、これはどうなんですか。どういうことを意味しているんですか。明らかに不利になるといふことははっきり言っていますね、どうですか。

○上村説明員 いまの個所でごいしますが、不利になると断定したわけじゃないで、一不利になるおそれがある。というふうな表現になっております。と申しますのは、審議の過程で、具体的な例をあげてどうなるというふうなことをしてみたいわけじゃないで、御案内のように、厚生年金の年金額のきめ方と共済組合の年金のきめ方のたてまえが違ふ。厚生年金の場合には定額部分というものと報酬比例部分の二つのたてまえになっておるのに対して、各種共済組合というのは、すべて報酬に比例するという形でなされております。今回の厚生年金の大幅な改正という

のは、その定額部分を倍以上にした。先般の修正でさらに、その額がふえたわけでごいします。それから過去の標準報酬を見直して、一定倍率を掛けて、現在の給与の実態に合うようにするという根本的な改正がされたというふうなことで、根本的な改正がおくれている共済、特に平均標準給与あるいは給与水準の低い農林と私学については、そういう心配が出てくるのではなからうかというふうなことで問題提起されたものであるというふうにお考えいただきたい思います。

ただ、年金額が高いか低いという問題を考えますときに厚生年金の場合には、支給開始年齢が六十歳でごいします。共済は五十五歳でごいします。何をもちて高いというか、何ももちて低いというかについてはいろいろ御議論があると思うのです。

○山原委員 そんなふうに言われると、はなはだたよりない質疑応答が続いているということになるわけですね。そんなたよりないものでしょうかね。具体的な審議もしないで「著しく不利になるおそれがある。そんなことだったなら、著しく」をのけたらよかったですね。「著しく不利になるおそれがある。」と、こう書いてあるわけでしょう。私も純真ですからね。文章どおり受け取りますよ。しかも最後に、「この点に留意し財政基盤の強化その他基本的な検討が必要である。」私は、答申のほうにむしろこの危惧があるいはそういう心配というものを明確に表現をして、それに対する改善に向かって進めたいことを言っておると思うのです。あなたの答弁を聞いてみると、だんだんだんだん後退して、答申の文章などというものは、これは公表されているものではないけれども、身はさっぱり何もない。聞けば聞けば後退後退というふうな感じがするわけですね。

そんなのじゃだめですよ。第一、私も百分の二十にしないといふ附帯決議をいままでつけてきたこと。皆さんの説明を聞いておると、それはあほうがやっておることだということになりかねない論法ですね。百分の二十にするのが悪いのですか。

百分の二十にしないといふまで附帯決議を何べんも何べんもつけて、それから連絡調整会議もいつてきておる、あるいは皆さんも答申しておるという、この幾つかの諸条件を合わせたときに、百分の二十にするというのは、当然の国民的要求だというふうな受け取るわけにはいかぬわけですか。そんなことを言ったって、そんなことはできないのだ。いろいろな条件がある。事務的な、いわゆる技術的なものがあるというふうなことで、そんなあほの言うことは聞くわけにはいかぬという考え方はどうか。聞いたら、そんなふうな受け取りかねない答弁になっておるわけですが、そうじゃないでしよう。先ほど私共共済の理事長さんも言われたように、それには大きな効果というものがあるわけですから、しかも、これはほんとうにささやかな要求として出されているわけで、これを積極的に解決していくという意欲が、私の質問に対する答弁の中では、文部省、それから社会保障審議会の事務局長の答弁も受け取りかねるのですが、そういうふうな受け取ってよろしいですか。これは文部省のほうと事務局長のほう、両方から伺いたいです。

○安嶋政府委員 熱意というお話でごいします。先ほどから私は大いに努力したいということをおし上げておるわけでごいします。で、今後ともその熱意を持ってこの問題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○上村説明員 私は、審議会の事務局長でごいします。で、先ほどから私は大いに努力したいということをおし上げておるわけでごいします。で、今後ともその熱意を持ってこの問題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○山原委員 もう一回確認をしておきたいのです。いま読みました「本制度の年金受給者が著しく

く不利になるおそれがある。」という点については、文部省は不利にならないという確認ですか。

○安嶋政府委員 実是有利、不利の問題と補助率の問題とは、ちよつと別個の問題かと思うのでございますが、先般栗田先生の御質問に私がお答えをいたしましたのは、私学共済の年金制度全体と、厚生年金の年金制度全体を比較した場合に、現段階ではなお私学共済の年金給付のほうが有利であるということをお願いしたつもりでございます。

ただ、この担保書の答申にもございますように、ある部分につきましては、今回厚年の内容が大幅に改善されました結果、厚生より不利になるという部分が出てきておるといことは事実でございます。在職期間が二十年程度で、退職時の給与が九万円程度以下の方につきましては不利という部分が出てまいります。この部分につきましては、これは今後各共済共通の問題でもございまして、その辺と十分協議をしながら、その改善に努力してまいりたいということをお願い申し上げます。

○山原委員 私学共済の理事長さんにこの点伺いたいのですが、ここに書いてありますね、**「今回、厚生年金が大幅に改善される結果、本制度の年金受給者が著しく不利になるおそれがある。」**ということについて、実際にこの衝に当たっておられる私学共済側としては、どういふふうにお受け取っておられますか。

○三浦参考人 ただいま管理局長も申されましたように、厚生年金と私学共済年金との対比は、やはり総体的には私学共済が有利だという確信を持っております。

ただ、部分的に切りますと、二十年、十万円以下の方は不利な現象が、計算としては出てまいります。ただ、実際問題として私学共済の組合員がどの程度その不利な形での、給付面での適用を受けるかということになると、かなり問題があると思ひますので、その点はこれから十分実態に即して検討してまいり、そしてまた文部省の指導を

仰ぎながら、関係団体との調整もはかってまいりたい、こういうふうを考えております。

○山原委員 いまのお答えは、「今回、厚生年金が大幅に改善される結果、」この点との関係ではどうなんでしょうか。まあ従来の見解でお話しになったと思ひますが、ここに書いてありますね、「今回、厚生年金が大幅に改善される結果、」その結果としてはどういふふうにお受け取っておられますか。

○三浦参考人 新しい厚年の給付の実施されたその結果が不利ではないということでございます。

○山原委員 不利ではない……

○三浦参考人 はあ。全体として、總体的に見た場合に不利ではない。ただ……

○山原委員 ちよつと語尾がわからない。不利ではないと。不利ではないか。かがついているのですか。

○三浦参考人 不利ではないということでありまして、

○山原委員 どうも私は、細部がよくわからないものですから、なお私のほうも検討させていだきたいと思ひますが、実際に私学の問題をこれは論議しなければ、問題にならぬわけですから、いわゆる教育基本法の第六條には教員の身分の尊重と待遇の適正が期せられるということが明確になっているわけで、そういう点で私は、この皆さんが要求し、文部省も要求し、われわれも各党が何べんも決議してきた百分の二十というものの実現ということ、これに実現の時間的な余裕を置いて、いつかは実現するのだということではなくして、この際、本年は年金の年だとおられてこの時期にやるといふ決意を、お互いが固める意味で質問しているわけですから、その点で理解をしてもらわなければ困ると思ひますが、そういうことですから、なお全力をあげて努力をし、また多くの組合員の期待もあるわけですから、それを実現してもらいたいということを強く要請をしておきます。

それからもう一つは、私学共済組合の運営審議

会の問題であります。私はこの前にも要求をしたのですけれども、これもいろいろ理由がつけられましてどうもそういうことには相ならぬという答弁があったのですが、私学の教職員組合の代表を参加すべきであるという主張を持っております。現在、運営審議会は二十一名以内ですが、それで構成をされておられて、その中には組合員あるいは学校法人の役員、学識経験者というのが入り、これが文部大臣の委嘱になっているわけでございますが、この運営審議会にいづゆる教職員団体あるいは教職員組合というものを入れることができないのか、この点を伺つておきたいのです。

○安嶋政府委員 前回は御答弁申し上げたかと思ひますが、この運営審議会の委員の総数は二十一名でございます。いづゆる三者構成ということになっておられて、それぞれ七名の委員が文部大臣によって任命されておられるわけでございます。

第一には組合員の関係、第二は法人の役員、第三は学識経験者というところでございまして、学識経験者は、これは文部大臣がもつぱらその判断によって任命をいたしておられるわけでございますが、組合員関係、それから法人関係につきましては、これは法的な制度ということではございませぬけれども、實際上私学共済発足以来、私学団体の推薦によつて委員を任命するという手続をとっております。その私学団体と申しますのは、全私学連合という団体でございまして、加盟団体とい

たしましては私立大学連盟、私立大学協会、私立大学懇話会、それから短期大学協会、それから私立中学高等学校連合会それから私立小学校連合会それから私立幼稚園連合会、この七団体をもつて構成されております全私学連合の推薦者につきまして、文部大臣が任命をしておられるのが、これは実際でございまして。

ところで、この全私学連合にいたしましては、私立大学連盟にいたしましては、これはいづゆる経営者と申しますか、その役員だけをもつて構成されておる団体でございませぬ。もちろん役員も含まれておりますが、役員でない教職員も多数

参加をしておる、いわば学校が加盟しておる団体でございます。したがって私どもは、役員だけではなくて、組合員自身の意向もこの団体には十分反映されておるといふふうにお考えをしております。したがって、その団体の推薦というものを参考にして文部大臣が任命をするということでございます。

特に先般来御質問のような御趣旨のこともあつたものでございまして、推薦団体に対しましては、組合員代表の推薦については、特に組合員の利益が十分代表されるような者を推薦するようにということをお願いした候補者を参考にして文部大臣が任命をしておる、こういう手続をとっております。したがって、組合員の利益を守りあるいはその考え方を反映するというためには、おっしゃいますように労働組合の推薦者を入れるという必要は必ずしもないわけで、いまやっておりますような方式で、そうした配慮は行なわれておるといふふうに理解をいたしております。

○山原委員 それは大間違ひの考え方ですよ。一日日いただきました「組合の概要」というのは、これは私学共済のほうからいただいたのではないかと申します。この四九ページに、現在の運営審議会のお名前が出ております。この中で、いづゆる組合員の代表として出ている方のお名前とその肩書きを言つていただきたいのです。

○安嶋政府委員 先生お持ちの「組合の概要」は四十七年度と書いてございまして、四十七年の十月に発行されたものでございまして、その後委員の解任がございまして、この春、一月の二十三日に新メンバーが発令されておりますので、現在は手元にお持ちの顔触れではございませぬ。

〔内海（英）委員長代理退席、委員長着席〕
現在のメンバーについて御説明を申し上げますと、組合員代表といたしましては実践女子学園の職員の水田勝則氏、それから玉川大学教授の石田氏、学習院大学教授の恒松治氏、それから立正女子大学短期大学部教授の加藤英氏、昭和第一高

等学校教諭の原隆氏、早稲田高等学校教諭の勝山芳郎氏、八幡幼稚園職員の高崎芳樹氏、この七氏が組合員代表ということでございます。

役員関係といたしましては、千葉商科大学理事の長原重中氏、戸板学園理事長の青木あさ氏、成女高等学校校長の中島保俊氏、静岡県精華高等学校校長の杉原正六氏、久喜幼稚園長の高橋忠雄氏、工学院大学専修学校校長小浪博氏、それから東京文化小学校校長代行の鈴木光雄氏、この七人でございます。

学識経験者としてしましては、文部省管理局振興課長の宮地貴一、東海大学教授の水田直昌氏、それから日本私立大学協会事務局長の矢次保氏、日本医師会会長の武見太郎氏、東京都総務局議事部長の大野邦雄氏、学徒援護会理事長の関野房夫氏、日本私学振興財団理事の西田剛氏、この七名が学識経験者ということでございます。

○山原委員 その組合を代表する七名の方は、それぞれ全私学連合会の推薦によるもので、りっぱな方だと思います。ただ、これはいわゆる職員団体あるいは教職員組合というものは、またそれなりの多数の組合員を擁しているわけですね。いわゆる私学共済の組合員を擁し、そしてまたその中で、私学の経営者との間にもいろいろな問題も派生をし、その中で苦勞しておる、その代表をなぜ入れないのか。これはもう世界の通念でしょう。

ユネスコ・ILOの教師の地位に関する勧告に当たって、大休労働組合代表を入れるというのは世界的な通念なんです。それでいろいろな立場から意見を出されて、初めて私学共済というものが、より民主的に運営されていくわけですよ。率直に言ったら、これはお名前聞きましたも、私わかりませんけれども、大体そこそこ内輪の者が集まってるというふうなものではやはりいかぬですよ。ほんとうに私学共済というものを、教職員の福利厚生というものを発展させていくためには、相当のけんけんがくくたる意見の交換が行なわれていくという、そのほうがむしろ楽しくもありますし、そのほうがむしろ発展をするものなので

すよ。だから、たとえば日教組の私学部長というのとおもいます。これは相当数の組合員を組織しておるわけですね。それがまた私学共済の組合員でもある。これは入れていいじゃないですか。あるいは私教連の委員長というふうなものもおるわけですから、この七名の中に入れてそれらの意見を聞くということ、これは私は必要なことだと思ふのですよ。そんなことまで拒否するような姿勢よりも、それを入れていくということが大事だと思ふますし、また第一、私学共済の第十二条には、文部大臣は「委員を委嘱する場合においては、一部の者の利益に偏することのないように、

相當の注意を払わなければならない」ということもあるわけですから、二十一名の委員の中に、組合員代表として、相当多くの組織人員を持つておる職員団体あるいは組合の長が入って悪いということがどこにあるか。これはどうしてもわからない。そういう点では、どうも文部省というのは、日教組とかあるいは職員団体に対する見解が、非常に偏狭な姿勢があるんじゃないかということがいわれるわけですよ。どこの共済制度だって、労働組合の代表は入っていますよ。それで初めて、より民主的な発展があると私は考えますので、その点ではこれはぜひ入れたらどうかということを考えますが、何か差しさわりのあります。私学共済の理事長さん、どうですか。

○加藤参考人 ただいま局長からお話しになりましたとおり、運営委員の中にも、組合員を代表して言われる方もありますし、最近はかなり強い意見がありますので、私は、それを勘案いたしますと、そう大きな非民主的なものではないとも考えておりますが、しかし共済組合自体では、その点について推薦権がありませんので、いまお話しのように文部省から各団体に選定があることによつて選出されていくのじゃないか、かように考えております。

○山原委員 どうですか、この点は。そういう点で改善をしていく—それはもちろんかなり私学共済の中では議論もされておると思ふますね。だからいまの構成が、非民主的だなどということをして私は言っているのじゃないのです。組合員の持つておる切実な要求あるいは私学の中ではもういろいろな問題が起つていますね。

この間も栗田さんが質問をされましたけれども、たとえば解職になった場合に、いきなり私学共済を打ち切られるとか、あるいは解職が行なわれた場合に、裁判が係属中であっても、それがいきなり打ち切られるとかという、職員あるいは教員としての身分が保全されない不利な面があるわけですね。

そういう面を改善するために努力をしておる職員団体あるいは教職員組合の代表が入るということ、それはいいことじゃないですか。そういう点については、文部省はどうお考えになっておりますか。あくまでもそんなものを入れる必要はない、全私学連合会からの推薦があれば、それで満足すべき状態だというふうな見解をこれからおとりになるわけですか。これは文部大臣に伺いたいのですが、ILO・ユネスコの精神あるいは国際的な潮流というものを考えました場合に、これは入れているんじゃないか。そのほうが私はむしろもっと前進すると思ふます。どうですか。

○奥野国務大臣 これまでの運営につきまして、管理局長から申し上げたとおりでございます。また、共済側からも、その運営によって特段の支障を来しているとは思わないというお話もございました。いろいろと御意見もございまして、今後またいろいろな御意見が出てくると思ひます。それらの意見に十分耳を傾けながら、法に示されているとおりの運営が行なわれるように、私たちがとしては十分留意してまいりたい、かように思ひます。

○山原委員 この点は、ぜひ考えていただいて、私の見解でございますけれども、これはそのほうがいいと思ひます。一人、二人入って、その立場で教職員の身分擁護の面で懸命になって働いている職員団体の責任者とか、あるいはそういう者が一人、二人入ったほうが、むしろこれは私はいい

と思うのですよ、発展するためにも。これは何人も入ってくるということは別にしまして、それはいわゆる私学共済にふさわしい運営審議会の適切な人員構成をやるということ、これは私学共済の発展のためには私はいいと思ひますので、そういう点でぜひこれからも考えていただいて、これはだめだということだけで議論をしないで、その辺視野を少し広げていただいたほうがいいのじゃないかと思ひますので、この点は強く要請をいたしておきたいと思ひますから、また検討してください。

それから最後に私学共済の内容を充実することに合せて未加入の問題がございします。未加入問題を考えることは、非常に必要な時期に来ておると思ひますが、これは議員立法の問題なんかも論議されておりますが、この点についてはここで聞くべきことかどうかちょっとわかりませんけれども、政府として、文部省自身で、この法案を提出をするような気持があるかどうか。これは最後に伺つてみたいのです。

○安嶋政府委員 未加入校問題につきましては、文部省といたしましては前向きで解決すべく、年来努力を続けてきておるわけでございますが、政府部内におきましては、厚生省その他のいろいろな意見がございまして、にわかにその意見の一致を見るという段階ではございしません。したがって、この問題を政府提案という形で国会にお願ひするということは、現段階では困難かと思ひます。

○山原委員 とにかくいろいろ申し上げましたが、今日の私学問題の重要性の問題、これはいままでになくそういう時期を迎えているわけですね。私学の問題は、もう教育の問題で口を開けば私学問題が議論をされるという状態、そして私学のはうからも、いろいろ施設その他の改善の問題を含めまして、教職員の待遇の問題、いわゆる教育基本法に従うという待遇を適切にしてみたい、という要請も、ことしほど強いときは私はなかつたと思ひます。

それから、年金問題についてもしばしば申し上げ

げましたように、こゝしは年金の年といわれるこの年金問題についても、ほんとうに基本的に考えなければならぬ時期を迎えているわけで、二つの面から考えましても、この私学共済の充実、そして百分の二十に象徴される問題も、これはもう強く各党が要求しておるところですから、相当腹をきめてこの問題解決のために努力してほしいということを要請しまして私の質問を終わります。

○田中委員長 小林信一君。
ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○田中委員長 速記を始めて。

○小林信一委員 この私学共済組合法というものは、私学の皆さんにとっては非常に大事なものであると思ひます。それにつきまして、この審議が始まって以来もつと困の負担を多くしてはしいとか、あるいは掛け金をふやさないといけないとか、情勢もあるとか、あるいは医療費を国が心配しろとかいふような面では御議論があり、これに対する政府側の御意向も承りましたけれども、大事なことは、この共済組合法の運営というものが一体どうでなければならぬか、現在のような状況でいかどうかということが、もつと検討されてくれば、勢いいまのような政府の——これは文部省とは申しませんが、政府全体が踏み切るものも踏み切れないものも少し深く当事者が検討していけば、これが無理もないことだということになりはしないかという、私はそういう観点から、主として運営面で質問を申し上げたいと思ひますが、同僚議員の山口委員もこの点には非常に研究を深くしておるものでございまして、その質問のうちで、理事長さんあるいは常務理事さんに、お見えにならなかつたのは非常に残念で、特にそういう点をお尋ねしたいというようなこともありましたが、御本人の都合がつかまへたので、かわつて私から質問してまいりたいと思ひます。

先ほど来お伺ひいたしましたも、理事長さんあるいは常務理事の方たちの答弁が、文部省というものがつづつておるワクの中で動いておるんだというふうな印象が私にはしたので、元来いまの経済事情、それから組合員の生活事情、これはもう私が申し上げるまでもなく、かつてない非常に複雑な事情下にあるわけでありまして。だから、いままでやってきたものを、そのまま踏襲していくというふうな組合の運営でなく、前発言者も申しておりましたけれども、運営審議会の内容を充実するといふふうなことも私は一つの問題だと思ひますが、とにかく、当事者の現在の諸事情から、最も創意くふうが強く要求されておるのではないかと、こう思ふのです。この点が、創意くふうが生かされるのか。しかし、大事な金の使いかたは組合員の金を預かつておるものであつて、赤字を出してはならない、あくまでも健全な財政を保持しなければならぬというふなことをたてまえて、融通のきかない運営がなされてはいいしなにかというふうな感が私にはするわけなんです。文部省側は、運営に対してはどういうふうな態度で臨んでおるか。あるいは理事長あるいは常務理事の方たちからは、もう少しこの窮屈さを解いてもいいかというふうな御意見があつたら、まず基本的な問題としてお伺ひしてまいりたいと思ひます。

文部省からお願ひいたします。

〔委員長退席、内海(英)委員長代理着席〕

○安嶋政府委員 私学共済という事業は、御承知のとおり私立学校職員の相互扶助事業を行ない、その福利厚生をはかるということが第一の目的でございまして、その結果、私立学校教育の振興に資するといふこととございまして。したがって、当面の事業目的は、相互扶助事業、福利厚生をはかるということとございまして。

相互扶助事業の内容といたしましては、いわゆる短期給付、長期給付の事業といふことが一番おもしろい事業でございまして、御承知のとおり、この事業は非常に長期にわたる事業でもございまして、かつまた非常に技術的にも綿密な、厳格な配

慮をする仕事でございまして、私立学校教職員共済組合法におきまして、かなり詳細な規定が設けられておるわけとございまして。したがって、弾力的な運営をはかるということは必要なこととございまして、短期給付、長期給付の事業につきましては、一定のきちんとしたルールに従つて事を処理していくということが、むしろ事業本来の趣旨を達成する、あるいは効果をあげるという点からいまして、必要なことと思ひますが、しかし、その他の面の、たとえば福祉事業等とございまして、これはかなり自由にと申しますが、裁量をもつて遂行できる部分があるわけとございまして、文部省もそうした事業の推進には留意をいたしておるつもりでございまして、組合の当局自体もそうした配慮をしながら、現在運営に当たつておるところでございまして。

○加藤参考人 いま局長からお話がありました、われわれも自主的な立場でできるだけ現在の組合員の福祉とすることに重点を置き、さらに先ほどからお話がありましたように、年金という問題についても不安のないような情勢に持つていくということに、極力力を尽くしておりますが、こゝに福祉の問題につきましましては、運営委員会の中に福祉小委員会というものを設けて、さらさら現在の姿をもう一度検討していこうじゃないかというところで、たとえば貸し金の問題の金額問題とか、利子の問題とかあるいは家の問題とかいふことについて、詳細にいま検討しつつあるわけとあります。ただ、零細な掛け金の蓄積の財産でありますから、経営に出資もできませんから、よく検討いたしまして、できるだけその線に沿うように努力はしております。また、運用につきましても、運用研究委員会を設けて、研究して、資金の運用についても詳細に各専門家の意見を聞いてやるといふふうにしておりますので、そう文部省の意向に縛られておるといふほどの情勢ではないことを申し上げます。

○小林(信)委員 いま局長さんがおっしゃつたように、いろいろな規定もある。規則もある。そう

いうものを逸脱するということは私はいけないと思ひます。しかし、何となく運営に当たる人たちが、あまり出過ぎてはいけないのじゃないかというふうな心配をするところを私はこの際は排除して、経済的に実際むずかしいときであります。しかも、私立大学の中には、私ども同僚と申しますと、私立の経営が困難であるために、十分な給与をもらつておられない人たちが、たくさんあるやに聞いております。ことに幼稚園等が多い事情等を考えますと、ほんとうに福利厚生というものは、この際、決してワクをはみ出ろということではありません。ワクの中でも、文部省も、そして運営に当たつておる皆さんも、いろいろくふうをされるべき必要じゃないか、こういうふうにお伺ひいたしますが、それにつきまして、局長にお伺ひいたしますが、この私学共済組合法の第一章に「ただ単に相互扶助事業を行い、その福利厚生を図り」というだけでなく、そのあとに「私立学校教育の振興に資することを目的とする」ということばがあるのが私には何か気になるのです。やっぱりほかの共済組合とは違つた、私学教育の振興に寄与するところと私には思ひました。もつと私が申し上げたようなことが十分その運営に考慮されなければならぬと思つておりますが、この私立学校教育の振興に資することを目的とする、これをどういふふうに解釈し、それが運営の中にどういふふうな考慮されておるか。これもやはり両者に私はお伺ひしたいと思ひます。

○安嶋政府委員 御指摘のとおりのことかと思ひますが、そうした私立学校教育の振興に資するといふことが、具体的にどういふ形であらわれているかといふことになりまして、これは、他の共済組合と私学共済がかなり違ひます点は、やはり財源の負担の問題であらうと思ひます。

一つは、私学振興財団から補助金を私学共済は受けております。また、都道府県からも補助金を受けております。こうした共済組合はほかにはないわけとございまして。なぜそういうことをやっておるかと思ひます。

と、これは都道府県におきましては、それぞれ管内の私立学校教育の振興をはかる、それは具体的には掛け金負担の軽減という形になっておるわけでございますが、そうしたことが行なわれておる。それから振興財団からの補助といたしましては、恩給財団等の既設定年金の引き上げに伴う原資を見るとき、あるいは保養所等の新設をやります場合に、その経費を補助するといったようなことがあるわけでございまして、これも他共済に例を見ないことでございまして、そうした事業を通じて私立学校教育の振興をはかるということをやっておりますわけでございます。

他共済と違う特色と申しますればそういうことでございまして、そういうことによつて私学教育の振興に資しておる。

もちろんそれだけではなくて、本来の事業でございまして長期給付、短期給付の事業も、これは私立学校教職員の出退なり福利厚生が向上する、そのことによつて私学の先生方が、安心して教職に立ち得るということになるわけでございまして、それから、それもそうした効果があるかと考えております。

○加藤参考人 先ほど申しましたように、私学の教職員が私学の教職員である誇りを持てるような、そういう段階に持っていきたいというのがわれわれの現在の希望でございまして、たとえば先ほど申しましたように、将来安心して教育の事業に専任できる、現状として安い金で保養もできる、レジャーも楽しめるというようなねらいを考えて施設も拡充していきたい、かように考えております。

○小林信(委員) 御両者の御意見もごもっともだと思ひますが、この法律をつくるときに、当時日本医科大学の学長でありました河野さん、前の理事長さんであります、だいたひ苦勞をされたのを私も知っております。そうして清水さんが事務局を担当して、この法律を仕上げるのに非常に苦勞をされましたが、その当時は、私立学校というのは、私立学校法ができて、私立学校に対する

国の補助というものもいままではなかったものを、私立学校の公益性、そういうふうなものを認めて、国の補助をする対象にした過程から、それを起因としてこの法律をつくり、さらにその法律の中にいまのようなことを入れたように私は記憶しております。

(内海(英)委員長代理退席、委員長着席)

この問題点は、一番重点というものは、ほかの共済組合、国立だとか地共済とかいうものと同等に取り扱えという、そういうことが私は大きな趣旨ではないかと思ひます。したがって、国立あるいは地方共済、こういうものと何ら私立学校共済も変わるべきものではないということが趣旨であつて、あくまでも私立学校であるから、私立学校というその特性の中でいうふうなものでなく、もつとその私立学校の公共性というものを考えて運営をすべきであるというように、まあその当時を私記憶しておりますが、いまはもう私学というものも何ら国立、公立と変わらない一般概念がございまして、私立共済に対しても、同じような扱いがされておると思ひますが、やはりそういう点も私も考えて、ほんとうに国共あるいは地共というものと同等の扱いで、あくまでもこの福利厚生あるいは相互扶助、それも決して私学という範疇の中でするのではなく、同じ日本の教育に携わる者という立場で考えていかなければならぬ、ということのように考えておりました、それには、先ほど申しましたような私学というその特殊な事情というものを——中にはそれは十分な給与で働いておる先生方もございまして、私学なるがゆえに、ときに高等学校の私学に入学する率が少なくなる、したがって、財政的に困難であるとか、あるいは大学の中にも、一人前の教授を雇うことができなくて、中には非常勤講師らしいの者をそろえて大学経営をやつていくというふうな大学もあると聞いております。そういう私立学校の特殊性を考えれば、公立あるいは国立の先生方は、一方において身分保障というものは国が責任を負つておる、公共団体が責任を負つておる。と

ところが、私立大学、私立の学校の中には薄給に甘んじて仕事をしておる人々もあるとすれば、かえつて国立あるいは地方共済以上に、常に運営に当たる人々が配慮をしていかなければ、この法律の第一章というものは生きてこない。あたりまえ、普通と同じに扱えばいいのでなくて、よく心に配してやらなければならぬ。未加入校の問題等も先ほど来論議がありましたけれども、こういう問題はもつと積極的な力を尽くしていかなければいけない。こんなふうに私はまず第一番、この第一章の精神というものを理解して、もつと今後その充実に当たつていっていただきたい、こう思ふのです。

これから具体的に、運営面で二、三お伺いをしたいと思ひますが、これは一つの例であります。が、資産第三、この組合員のために金を貸し出す部類の問題であります。が、ワケは二五五、総資産の中から使つてよろしいということはこの審議の中でも、お聞きいたしました。が、いま実際使つておるの二五五だ、こういう話もございまして、いまの時代でも、かえつて二五五をオーバーするような使い方がなされなければ、私はほんとうの運営じゃないかと思ふのですが、何か私学の人が、金なんかはあまり借りなくてもいいという事情にあるのか、何か運営面で窮乏なところがあるのか。運営面と申しますと、貸し出す条件とかそういうものに窮乏なものがあるのか、私はこの点理解がいかないのです。

たとえば、この論議の中の数字の扱い方を聞いておりました、八十億が貸し出されておる、いろいろな名前が貸し出されておると思ふのですが、八十億が二五五に対しては、これは昭和四十六年の資産内容で考えられたものか、それとありますが、その当時は資産六百七十億、六百七十億の二五五の中の貸し出し金二五五といへば八十億になるならば、現在では、四十八年の現在も調査するならば、六百七十億でなくて八百二十億くらいになるという話を聞いております。そうすると、運営されておる八百二十億の中の八十億というものは

の六〇〇くらいにしか当たつておらない、といへば、二五五のワケを持ちながら六〇〇しか使つておらないというふうなことは、非常に福利厚生という精神が生かされておらないような気がいたします。

そういう概括的なものをお聞きするよりも、具体的な問題をお聞きいたしますが、いまほかの共済組合で最も重要がられておりますのは、住宅の資金を借りることでありまして、これはお互ひ共済組合の問題だけでなく、国の政治全体の問題であります。いかに住宅を供給するか、確保するか、これは懸命な努力をしておりますが、なかなか思うように住宅問題が解決をしない。そういう中で、一般の働く人たちは、少なくとも自分が自分の家に住みたいという希望から、土地を見つけ、そして住宅金融公庫あるいは共済組合から金を借りて住宅をつくりつてあります。ところがこの数字から見れば、私学の皆さんが住宅をつくりたくないので、つくる必要がないのか、つくりたくても条件がむづかしいからつくりたくないのかということ、を、どうしても私は聞きたくないので、金利が高いか、あるいは低当物件がむづかしいのか、あるいは償還期間が非常に短いのかというふうなことが問題になると思ふのですが、この点、ひとつ理事長さんでもけっこうです、常務理事さんでもけっこうですが、わかつたらお知らせ願ひたいと思ひます。

○三浦参考人 ただいま先生から御指摘をちょうだいした点は、やはり私学共済の業務を遂行するわれわれの立場といたしましては、きつめて懸念され、改善する方向に努力せざるを得ない課題でございまして、したがって、ただいま先生の数字よりも少し新しい数字がございまして、先生の数字より付けの総額といたしましては七十七億程度のところまでまいつております。そしてその構成割合といたしましては二五五弱でございまして、この規定による構成割合は二五五以内でございまして、その限度まではまだ余裕がございまして、この点は、運営審議会の内部におき

いとすれば、単に共済組合の運営だけではなく、大きな政治問題だとも考えるわけなんです。

そこで、当事者にお伺いいたしますが、いま土地の問題が出ました。そうすると住宅——私は全般的にお聞きしたかったのですが、一体共済組合のこういう貸し出し金なんかを使うのは、全国平等に行なわれておるが、何か地域的に都会地周辺の人たちが利用して、あるいは比較的になかのようなどころの私学の人たちは、こういうものを使うか使わないかというような、地域的な差というものも実は聞きたかったのですが、そういう統計があったら知らせていただきたいのですが、それ

はまた次の問題として、いまの問題として大体三百萬を四百万にするとか、あるいは償還回数を百八十回から二百四十回にするという回答は得ましたが、利息の問題でもう少し安くできないかというふうなことはまだ答弁がないのですが、そういう点は理事長さんのほうでは、いまの率でいいのか、もっと安くしてほしいのか、どうですか。

○加藤参考人 利子のほうの問題は、いま局長からお話があったように、五分八厘八毛まで引き下げていただいたわけでありますから、さらにいまお話しのように努力するという話ですから、交渉して少しでも安くしていきたい、かように考えておりますが、いま全国的に非常に多数申し込みが

あることだけは事実でございます。それに応じて、先ほど申しましたように、運営委員のほうの小委員会できさらに分析をして、いかに安く、いかに金額を多くするか、そういう点について、いま審議されておりますので、それに応じて前進していきたい、かように考えております。

○小林(信)委員　そういうお話の中からも理事長さんあるいは常務理事さん、いままでの文部省との関係などというものは拭拭してしまつて、ほんとうに共済組合員の気持ちになつて利子は下げてください。下げることをあなた方考えてほしい、あるいは低当物件の問題も、この状態だということなことを強く要請するような姿勢をつくること

が、私はいまの時点で一番大事な点だと思うので

す。私が今まで受けた印象からすれば文部省という固いからの中で——これは事業と同じです。その事業を運営するには、従来の固いからの中で仕事をしておるような気がするのですが、今度はそういう点では理解のある局長さんが出てくるのですから、だからひとつうんと注文をして、いまのように二百四十回償還というところまでぜひひとつ実現をしてもらいたいし、利息も世間が六分だからまあそれより少し少ないところで五分八厘なんて、そんなけちくさいことを言わずに、率先して利子を安くするというふうにしてもらいたいと思うのですが、いま理事長さんのお話で非常に希望者は多い、審議会で検討する場合に、なぜそれが満足されないのか、これは聞きたくないことです。というのは、条件がそろっておらぬから、その人たちに貸し出すことができないというのですか、ちょっと理解ができませんので、もう一ぺん御説明願います。

○加藤参考人 現状で、いまの回数をややしたという点と並びに利子を下げたということによって、浸透したと思いますが、そういう意味合いからも多数申し込んでおりますから、さらにいまのような努力をいたしまして、文部省ともよく折衝いたしまして、利子を下げるとかあるいは低当物件などの緩和というようなことを考えますれば、その点はかなり組合員の要望にこたえることができるのではないかと考えております。また学校側にいたしまして、先生方の宿舎をつくるということも非常に要望がありますので、この点もできるだけめんどろを見て、学校側でつくるものは、学校側でその教職員の住宅難の緩和ということにも、われわれ目を向けまして努力いたしております。

○小林(信)委員 そのことについてもう一つお伺いしたいのですが、というのは共済組合の運営の面で、いまの償還期間とかあるいは利子とかあるいは低当物件とかいうようなものをいま検討したわけですが、常にこれは住宅金融公庫とか住宅公団とかあるいは同じ共済組合、他の共済組合とい

うふうなものとか比較をされてやっているとありますが、そういう点の差というふうなものがあるのでしょうか、この際明確にしたいのだと思います。

○加藤参考人 それは常に各組合とも比較いたしておりますが、ただ利子のほうは、法律的に五分五厘以下には下げられないというような規定がある(う)でございまして。その段階でまあ六分が五分八厘八毛というところまでいったのが現状でございまして、さらに折衝して可能性があれば努力いたしたい、かように考えております。

○小林(信)委員 同じようなことを聞いてまいりましたが、私はいまの問題は、単に住宅という問題からそれがどういふふうに出されておるか、利用されておるかという点を一応こうさわつてみたんですが、これ一つを見て、いまの時世の中では、組合員が生きていくための要望というか、共済組合員は大きな期待をかけている。かけているけれども、なかなかそれがうまく運営できない。組合員の立場を考えると、文部省も当事者も相当思い切った措置をこの際考え、これは単に住宅という問題だけを取り上げたんですが、運営の妙を得て努力していただきたいと思うのです。

そこで、共済組合からもらった資料なんです、この資料は組合員の皆さんの生活実態というものから、いかに共済組合は活動しなければならぬかという点でアンケートをとったものですが、いつのものかよくわかりませんが、これを見ますと、組合員の男の人の第一の希望は土地及び住宅の分譲貸し付けである。金を借りて、土地を見つけて、家を建てるということよりも、もっと希望することは、土地及び住宅の分譲、貸し付けをやつてもらいたい。これが男の人の希望ですね。これが第一であります。

ところが、私がいままでの文部省なり共済組合なりのあり方から見れば、土地を購入してそれを分譲してやるとか、あるいは土地と住宅を一緒にして、さあほしい者はこれを買えとか、金は貸し

てやる、償還はこういう条件である、低当はこうである。低当の問題なんかいえば、普通は土地をまず確保して、その土地を担保にして家を建てるところが、こんなことはとても先生方にできないのです。できないから土地を共済組合が買って、それをわれわれに分譲してほしい。できるならば、土地と、家を建てて、そして土地つき住宅を分譲してほしい。これは当然なことであつて、国もやっているわけなんです。共済組合がこの面の心配をする使命というものを持っておるとするならば、当然要求することなんです、こんなことがあなたの方にできますか。失礼な言い分ですが、いままでの伝統からすれば、そんなところまでとても踏み込めないと思うかもしれません、要求はこういうふうな第一位でもって要求しているわけなんです、まず、これは大臣からお伺いしてまいりたいと思います。

○安嶋政府委員 ちよつとその前に私から御説明を申し上げたいと思ひますが、現在の私学共済の事業をいたしましては、まだそこまでのいいないわけでごさいます、当面は貸し付け金の条件を改善し、その増額をはかるということに重点を置いていくわけでごさいます、公立学校共済組合におきましては、すでに組合員に対する土地及び住宅の分譲の事業に手をつけております。金額は、まだ公立学校共済組合におきましては、わずかにございまして。これは、今後拡充してまいりたいというふうにごさいます、私学共済も今後の課題として、やはりこういう課題に取り組むべきであらうというふうにごさいます。

○奥野国務大臣 私学共済も、組合員の要望にこたえる方向で努力すべき問題でございまして、また同時に、いま御指摘になりましたもの、私もやはり一番の強い願望だろ、かように考えております。したがって、そういう線に沿えるように将来とも基礎の確立をはかると同時に、方向としては努力すべきものではなからうか、こう思ひます。

○三浦参考人 いまの段階で、ことに若い人たちが、自分の家を持つということは、一つの夢でありまして、生活の目標でございまして、国民的な要望としても当然のことながら、組合員としての要望も、その点は先生御指摘のようにきわめて強い要望でございまして。ただ、土地を買いまして分譲するといふような形を、われわれの業務の内容として取り入れるには、きわめて慎重な用意が必要でございまして。したがって、先ほども申し上げましたように、運営審議会の福祉事業小委員会、そういった組合員多数の意向を踏まえた上での適切な対応策を打ち出そうという形で検討しているわけでごさいます、私ども事務的な立場での事務処理上の感覚からいたしまして、現在の私学共済自体でやるほうがよろしいのか、あるいは別人格の私学共済福祉財団といったような形のものをつくつてやつていったほうがよろしいのか、その辺のところを目下勉強中でごさいます、いずれまたこれは文部省のほうの行政的な御指導も拝聴しながら、適切に、早急に、ただいま言った運営審議会小委員会の意向等も踏まえまして対応してまいりたいというふうにごさいます。

○小林(信)委員 あなたのいま御答弁なさったことが私は問題だと思ひます。もう局長も、すでにほかの共済組合でもそこまで踏み切ったんだということは、私学共済にもやる意思はあるんだということをほのめかしたと同じだと思ひます。それから大臣だってそれを非常に心算していらっしゃるんだ、そのことが一番大事だ、こう言っているやきき、あなたの方で、行政指導を仰がなければできぬなんて、そこでもう行政指導が出ているのですから、それをやはり一つの理屈にして、あなたは、委員会がどういふふうな局長言つたじやないか、大臣、こう言つたじやないか、そういうことが、あなたが先ほど申しましたように、組合員という立場に立つての運営をやるかやらぬかの問題点だと思ひます。何かあなた自身の立場を非常に考えてものを言っているような気がしますが、大いにもっと、一人の組合員だといふくらい

の気持ちでもって、いまのような言葉をもらえて、度胸よく運営をしていく、それが私はこういうむずかしい問題を実現していく道じゃないかと思ひます。別人格だとか、行政指導だとか、何かやういふことをするに——土地の買ひ占めをやつて金もうけをしるなんて私は言いませんよ。しかし、あの企業家的な根性というものがなければ、こういう仕事はできないと思ひます。確かに昔のお役人さんが、どこかに土地はございませんかといつてさがしたつて、そんな土地はめつかりつこない。別人格でそれらにやらせるという、そういう仕事はやりやすいのでしょうか、そんなことをやつていたらだめだと思ひます。

それから小委員会で云々という話がありました、その小委員会を、そんな御答弁なされば、さつき委員会の、審議会の構成にこういう人間を入れるという御要求がありました、そういうものにこだわつてゐるところが、やはり小委員会とかあるいは審議会の運営というものが、文部省の御意思をそんたくしてというふうな形になつて、組合員の立場に立てないということだと思ひます。

やはりこの際の経済事情、それからこの物価高で苦しんでおる先生たちの生活の事情というものを考えなければならぬと思ひます。私どもももちろんこのことは非常に困難だと思ひますが、そこまですれば、この共済組合法をつくつた皆さんの先輩河野さんも私はよく知つていますが、その人たちの精神というものが発揮されるような気がいたします。以来確かに組合は存続するけれども、それから少しも進歩しない。きょうのような時世の中に、ほとんど体制を転換していかなければならぬのに、依然として昔のから閉じておつておるような気がするのです。だから当事者がもっと心を入れかえて、そして文部省をゆさぶるやうでなければいけない。文部省からあれだけの大胆な答弁があつても、なおかつあなた方は行政指導を仰ぐな、という丁寧なことを言つていますが、きょうのような、あなた委員会でもつてこつたじやあ

りませんか、だから私もは踏み切りますよといふくらい度胸よくやつていただきたい、こういうことを私はいまの問題からは希望します。

今度は小さい問題ですが、やはりこのアンケートの中で女の先生の立場からすれば何を希望するか、第一が保育所でありま。これはもう無理もないと思ひます。自分が子供を産みたい、子供を育てたい、そして自分が職場にありたいというやうな念願からすれば、保育所というものは必要になるわけですが、このアンケートの女の方の希望の第一位にあげられておるということ、どういふやうに当事者である理事長さんなり常務理事さんはこの点をとらえられておるか、お聞きしたいと思ひます。

○三浦参考人 組合員である女性の方々にとりましては、当面の生活課題としての保育所の重要性は十分に理解できるのでございますが、ただこの問題は、地域性とかかわり合ひから、私学共済が保育所を設置するということはなかなかむずかしい問題があるわけでございます。ただいま私のところの直轄医療機関として、下谷病院を設置して運営しておりますので、この問題につきましても全国的な規模の私学共済が、組合員を対象として、これを運営していくという面では、かなりこの診療対象の把握に問題があるわけでございます。しかし、これは私学共済の性格上、当然この直轄病院は維持しなければならぬというやうな見解に立つて運営しているわけでございますが、保育所も全国組織として、下谷に一つの病院を持つという形とはかなり違ひるのでございます。それから、やはりこの全国に点在する私立学校というものの教職員を、どの地域でどういふやうに把握していくかという問題は、やはり保育所設置の場合の運営にきつめて大きなかわり合ひを持つことでございまして、これもまた十分検討をしなければならぬ問題であるといふやうに考へております。

○田中委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田中委員長 速記をとめて。

○小林(信)委員 私は大体こういうこまかい問題を——こまかいということはないんですが、組合員の要望を聞いて、そうしてこの審議が始まつて以来問題になりました千分の二十にしろとかあるいは医療費一〇〇を何とか心配せよといふやうな問題を、こういうものを一つ一つ考へてみた場合に、もつと国が相当金を出さなければ、掛け金を増大しなければならぬに満足できる、時代に沿つた共済組合の存在にはならないといふことを申し上げる意味で私は申し上げたんですが、いま常務理事さんのおっしゃつた、検討中でございます、こういうことを最近国会で言つと、政府自体でもあまり答弁にならないことになつてゐるんですよ。審議会にかけましてどうか、やつぱりもう即断、こういたします、あるいはできません、ということが大事なんですが、確かにこの保育所難という問題、おっしゃるとおり、これは設置しようと言つたつて、散在している各私立学校の女の先生方を満足させることはできないと思ひますが、しかし、それができなくても、その近所に保育所があるならば、その保育所へ預けた場合には、共済組合が設置した保育所に預けたと同じやうな条件はめんどろ見ますという方法もあるでしょう。私はそこを創意くふうをして、もつと組合員の利益をはかるやうな運営をしなければいけない、こつと言ひたいんです。

それから、もう委員長からきつてお達しがありましたので申し上げますが、こつというアンケートを見ますと、全く組合員にかつて皆さんに申し上げたい点がたくさんあるんですね。生活用品等を供給してほしい。こんなのは相当高いところで、しかも男女を問はず要求しております。鉄道の弘済会みたいな、物を安く大量に買つて、そうして安く自分たちに分配してほしい、こつというシステムだと思ひますが、そういうこともあつてまいりますと、限りがありませんが、とにかく共済組合に対する信頼感から私はこ

ういふ要望が出てゐると思ひます。その信頼にこたへるためにも、勇敢に当事者は当たつていただきたいし、そして文部省サイドでものを考えるのじゃなくて、組合員サイドでもものを考へていくべきじゃないか、こつと思ひます。

最後にお聞きいたしますのは、会館というものが全国で三つあります。これでいいのですかね、もつと建てる予定ですか、どうですか。

○加藤参考人 いま先生のお尋ねの件であります、現在北海道札幌、それから東京、愛知と三つありますが、さらに福岡のほうに土地をかねてから持つておりますので、土地の福岡方面の、九州全体の私学のほうの要望もありますので、何とかこれをひとつつくりあげていきたい。

しかし、いままでの慣例上、地元の負担というものがありますので、いま検討しながらあるいは市と折衝をしておる段階で、まだ完全につできるところまでいっておりませんが、いくやうに努力をしつとある状態であります。

○小林(信)委員 健全財政とか、いま持つておる金の範囲内とかいふことになれば、いま三つしかないのですから、これを私どもが希望するやうに、各府県に設置してほしいといふやうなことは、これはとてもほど遠い希望になるかもしれませんが、いま申しました組合員の生活必需品を、一べんに購入して分配してもらひ、供給してもらひたいといふやうなものの満足、あるいは医療の問題とか、いまの保育所の問題とか、あるいは住宅の問題とかいふものを検討してもらひたいんです。集会所と宿泊所を持つてほしいのでなくて、もつとほんとうに組合の運営が組合員の要望に沿うためには、こつというセンターを私はつくることが第一じゃないか。温泉をつくつて、そして組合員のレジャーに使うなんという、これも私は大事だと思ひますが、しかし、その程度ではない。いかに組合の運営を、組合員の要望を可能にさせるためにやるかという点から考へれば、私はこの会館の設置というものが必要だと思ひます。いま理

委員長の御意見を承りますと、その地域から寄付してもらうとか、何か便宜をはかってもうとかいうふうなことでやっていくとすれば、いつ全国的に設置されるか、これは予測できないわけなんです、こういう点も文部大臣がせっかくおいでになるのですから、聞きたい、あるいは局長さんからもお聞きしたいのですが、というようなことを考えれば、組合員のいまの生活事情から考えれば、全く思い切った財政的な支出もして、やってもいい、いま聞いておれば、ほかの共済がどうだとか、あるいは厚生年金がどうだとか、保険法での金の出し方がどうだとかいうことになった、お互い寄りかかちながら、お互いが自分の持つておる使命を遂行できないような状態であり、この際も、思い切った脱皮した考え方を文部省も、それから組合の運営に当たる方たちもやってもらいたい。そういう中で千分の二十というものも考えれば、私はもっともちがくような気がして申し上げたわけであります。

委員長からきつて要望がございまして、この委員長は、私は非常に言うことをきく感ずるわけで、ほかの人はどうか知りませんが、至上命令がございまして、申しませんが、いままでも未加入校の処理の問題で論議はしましたが、何か上つらなことをきいた状態で、これはぜひとも、少し意見をお聞きしたいと思つて、ここに資料も持つてまいりましたが、未加入校といつても、もう加入することを希望している学校がたくさんある。それから大勢に比べてもよろしいというふうな、いままでも問題になりました慶応大学とか早稲田とかいうふうなもの、すでにもう大勢が出ておるような気がします。何か政府部内でのいろいろないきさつから、この問題が解決できないというふうなお話もございまして、また昨今、私学に関係する職員団体等も入れてほしいというふうな希望もある。そういうものが相当可能な方向に向かっておるようでございますが、それが解決できないというところを少しお聞きしようと思つたのですが、委員長があいいうことを言いますのは、

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

午後三時三十分開議

法第二十三条に規定する平均標準給与の算定については、その期間における各月の厚生年金保険法による標準報酬月額をもつて、それぞれ当該各月における法による標準給与の月額とみなす。

7 (厚生年金保険特別会計からの交付金)

政府は、厚生年金保険特別会計の積立金のうち、附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされることとなつた切替組合員の当該厚生年金保険期間に係る部分を、政令で定めるところにより、切替日から二年以内に、厚生年金保険特別会計から私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。)に交付するものとする。

(厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱ひ)

8 切替組合員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けない旨の申出をしなかつたときは、附則第四項の規定にかかわらず、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険期間は、同項に規定する厚生年金保険期間から控除する。切替組合員のうち、昭和四十九年一月一日から切替日の前日までの間に厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、昭和四十八年十二月一日から昭和四十九年一月三十一日までの間に、社会保険庁長官に対し、あらかじめ当該年金たる給付を受けないこととする旨の申出をしなかつたときは、同様とする。

9 切替組合員が前項に規定する申出をしたときは、当該切替組合員の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、切替日の前日に消滅する。
(更新組合員の長期給付に関する経過措置)

10 切替組合員で引き続き法の長期給付に関する

る規定の適用を受けるもの(以下「更新組合員」という。)に対する退職年金の額については、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四十号。以下「昭和三十六年改正法」という。)附則第四項(第四号を除く。)、第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同法附則第八項第一号中「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。)」とあるのは、「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。及び昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以前の期間」と読み替え、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、「長期組合員であつた期間及び昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間」と読み替へるものとする。

二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)第八十条第二項第一号に掲げる金額については、昭和三十六年改正法附則第四項(第四号を除く。及び第六十二項(第二号に係る部分を除く。))の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「旧長期組合員であつた期間(恩給財団における従前の例による者であつた期間を除く。及び昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以前の期間」と読み替え、同項第三号中「長期組合員であつた期間」とあるのは、「昭和四十八年改正法附則第四項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十七年一月一日以後の期間及び昭和四十九年四月一日以後の長期組合員であつた期間」と読み替へるものとする。

16 前項に規定する者のうち、法の規定又は附則第十二項から附則第十四項までの規定により退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた者に対する前項において準用する附則第十項の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第八項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正の場合の経過措置)

17 附則第十四項(附則第十五項において準用する場合を含む。)の規定により準用される昭和三十六年改正法附則第十三項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二十九号)の規定が改正された場合におけるこの附則の適用について必要な経過措置に関しては、政令で定めるものを除き、これらの規定の改正の際の経過措置の例による。この場合において、これらの規定の準用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

18 更新組合員で改正前の法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金又は廃疾年金を受ける権利を有するものは、切替日に再び組合員となつたものとみなし、これらの給付の支給の停止に関する規定を適用する。

19 更新組合員で切替日前に法の規定による退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を受ける権利(切替日の前日においてその支給を停止されていた退職年金を受ける権利を除く。)を有するものが、切替日から二箇月以内に組合員に對してその支給を受けることを希望する旨を申し出た場合には、前項の規定及びこれらの給付の支給の停止に関する規定にかかわらず、その支給を停止しない。

20 前項の申出をした者又はその遺族に對して支給する法の規定による長期給付については、同項に規定する退職年金、減額退職年金

又は廃疾年金の基礎となつた期間は、組合員であつた期間に該当しないものとする。

(健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間に係る給付の取扱い)

21 切替日の前日に健康保険法(大正十一年法律第七十号)による保険給付を受けることができた者であつた者で改正後の法附則第二十二項又は第二十三項の規定により切替日に組合員となつたものに対する法の適用については、その者は、切替日前の健康保険法による保険給付を受けることができた者であつた期間、組合員であつたものとみなし、その者が切替日の前日の経過する際現に健康保険法による保険給付を受けている場合においては、当該保険給付は、法に基づいて当該保険給付に相当する給付として受けていたものとみなして、組合は、切替日以後に係る給付を支給する。

(健康保険組合の解散等)

22 改正後の法附則第二十二項又は附則第二十三項の規定による申出がなされた場合において、これらの規定に基づいて組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されているときは、当該健康保険組合は、切替日に解散するものとし、その権利義務は、健康保険法第四十条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより組合が承継する。ただし、当該解散は、当該健康保険組合が二以上の学校法人に係るものである場合にあっては、当該学校法人のすべてが当該申出をしたときに限る。

(政令への委任)

23 附則第四項から前項までに規定するもののほか、これらの規定に係るこの法律の施行に關し必要な経過措置その他の事項は、政令で定める。

附則に次の二項を加える。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

25 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十

号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「、農林漁業団体職員共済組合法」を「、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第七項、農林漁業団体職員共済組合法」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

26 通算年金通則法(昭和三十六年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

(私立学校教職員共済組合の組合員に關する経過措置)

第十三条(昭和四十九年三月三十一日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年四月一日に私立学校教職員共済組合の組合員となつたものの昭和三十六年四月一日前の厚生年金保険の被保険者期間中、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第四項の規定により私立学校教職員共済組合の組合員であつた期間とみなされ、私立学校教職員共済組合法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第八十條の規定による退職一時金の基礎となるべきものは、附則第二條第二項の規定にかかわらず、この法律及び公的年金各法において通算対象期間とする。

本修正の結果必要となる経費

本修正の結果必要とする経費は、平年度約五千三百三十七千円の見込みである。

○田中委員長 提出者より趣旨の説明を聴取いたします。野田毅君。

○野田(毅)委員 私は、自由民主党、日本社会党、

日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいま議題となつております昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明を申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。

修正の趣旨の第一は、通算退職年金の改定の基礎となるいわゆる定額部分の額を、他の共済制度の例にならひ二十二万八千八百円から二十四万円に引き上げること。

第二は、私立学校の教職員のうち、私立学校教職員共済組合法の適用を除外されている者について、当該教職員を使用する学校法人の申し出により同法を適用すること。

第三は、この改正規定により、新たに私学共済の組合員となる者の厚生年金保険の被保険者であつた期間の長期給付の額及び当該組合員の退職年金等の受給権についての規定を設けること。

第四は、この改正規定により、新たに私学共済の組合員となる者で設立されていた健康保険組合の解散等についての規定を設けること。

最後に、この改正規定は、昭和四十九年四月一日から施行すること。ただし、通算退職年金の増額措置については昭和四十八年十月一日から施行することとしております。

委員各位の御賛成をお願いいたします。

以上をもちまして修正案の趣旨の説明を終わります。

○田中委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

別に修正案に対する質疑もないようでありますので、この際、国会法第五十七條の三の規定により、内閣において御発言があればこれを許します。奥野文部大臣。

○奥野文部大臣 急なことでございますので、内閣の意見をこの時間までにとりまとめることができませんでした。あしからず御了承を賜わりたい

と思ひます。

○田中委員長 これより原案及び修正案について討論に入りますのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、野田毅君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いた原案は可決いたしました。

これにて本案は修正議決いたしました。

○田中委員長 次に、ただいま修正議決いたしました本案に対し、木島喜兵衛君外四名より、自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の五党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。木島喜兵衛君。

○木島委員 私は自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表して、ただいまの法律案につきまして、附帯決議を付するの動議を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案に対する附

帯決議

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案に対する附

常決議(案)

私立学校教育の重要性和私立学校教職員共済組合の実情にかんがみ、政府は左記の事項について検討し、すみやかにその実現を図るべきである。

一 短期給付に要する費用について国庫補助の措置を講ずること。

二 長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十に引き上げるよう努めること。

三 年金額改定のいわゆる自動スライド制については、給与スライドを採用し、すみやかにその制度化を図ること。

四 長期給付については、厚生年金の給付水準を下回ることのないよう必要な措置を講ずること。

五 新法による年金額の最低保障措置を国立学校の教職員と同様に昭和三十四年から適用するよう必要な措置を講ずること。

六 私立学校教職員共済組合法の適用外にある私学振興を目的とする関係団体の職員に対し、すみやかに、同法を適用するため必要な措置を講ずること。

右決議する。

以上であります。

その趣旨については、本案の審査に際し、十分御了承のことと存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立総員。よって、本案に対し、附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し政府の所見を求めます。奥野文部大臣。

○奥野文部大臣 ただいま御決議のありました附

帯決議につきましては、その趣旨について十分検討いたす所存であります。

○田中委員長 なお、ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○田中委員長 次に、木島喜兵衛君外七名提出の教育委員会法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山原健二郎君。

(委員長退席、内海(英)委員長代理着席)

○山原委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して質問をいたします。

先ほどボツというのが出てまいりましたけれども、これは句点または読点でございまして、国語の教師をかつてしております私としては、こういう日本共産党ボツ革新共同という呼び方についてはいささか抗議があります。そういう不正確な呼び方はすべきではないと思っております。委員長において先ほどの御発言については訂正方を要請をしておきます。

教育委員会法の改正案が提出をされまして、その積極的な意義につきまして私も賛同いたしております。教育委員会法が改正をされまして、戦後昭和二十三年に教育委員会の公選制度による発足をいたしまして、しばらくその制度が続き、はばが国の教育行政の中で定着をしつつあった時期におきましてこれが改正をされ、そして任命制に変わったといういきさつがあるわけでござい

ますが、このいわゆる教育基本法の精神に基づけば、当然公選制の教育委員会制度というのが確かに優位性を持っていますし、同時に、それが日本の教育行政の発展のためには非常に有効な役割りを果たしたものだと思っております。そういう点で、非常に残念な今日の状態になっておるわけですが、この法案の目的、すなわち第一条につきまして、今回提案をされた理由は、「教育基本法の精神に基づき、公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行なうために、公選制による教育委員会の制度を設け、もって教育の目的を達成することを目的とする。」こうなっております。これはまさに教育基本法の精神にのっとったものだと思いますが、この点について、なお提案者のほうから、一番基礎になる部分でございまして、お考えがありましたら、最初にお聞かせをいたしたいと思っております。

○木島議員 いま御質問のように、戦後の新しい教育は、戦前の教育の反省から出発して、そのことはいまお説のように、教育基本法第十条によってあらわれていることだろうと思うのであります。その思想は、分権化と独立性の二つだろうと思うのであります。教育行政は他の行政と違って、「不当な支配に服することなく」ということは、独立性を求めているものであろう。議院内閣制のもとにおいては、現在の内閣は政党政治であります。したがって、政党の支配によって教育が行なわれることは、これは戦前の反省から、許されなないという立場からの独立性、したがって、教育基本法第十条は教育権、すなわち四権分立的な思想があるのだらうと思っております。同時に、国民全体に対して直接責任を負うという「直接」は、他の行政は、国民全体に責任を負うものでありますけれども、特に教育に国民全体に直接責任を負うという、「直接」が入ったところに、私は民主制あるいは分権制というものがあろうかと思っております。このことをもとにして教育委員会ができました。したがって、教育委員会は、中央に教育委員会がなくて地方だけに教育委員会ができたということ

は、これは分権制を前提にしているからであります。もしそうでなかったら、中央教育委員会等がなければならなかったはずだと思うのであります。そういうことを含めて分権制と独立性、そのことを全うすることをまともに考えるならば、昭和三十一年に修正されたところの法律は、このこと二つを否定することだと思っております。そういう意味で教育基本法十条をまともに、すなわち読んで、忠実にそれを実施するところの制度、組織をどうするかという立場から、このような御提案を申し上げた次第でございまして。

○山原委員 昭和二十三年に教育委員会法が成立をいたしましたとき、「公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行う」とこのことばが出てきましたときに、たいへん新鮮な感覚をもって受けとめたことを覚えております。言うならば非常にみずみずしい感じ、いわば戦後の教育の新しい発足といえますか、いわばたいへん新しい時代を迎えたというような感じで受けとめた時期があるわけでございます。そういう点で、いまその当時のことを思い起こすわけでございまして、けれども、当然いま言われましたように私は「不当な支配に服することなく」というのは、これは一面権力の支配に服することなくということにもなると思っております。そういう点では戦前の長い教育体制の中で、いわば国家権力のもとにひたひたにきた日本の教育といものが、ここで非常に新しい花を開くというように感じがするわけです。そういう点で、再びこの問題をこういふふうに取り上げたことに対しては、私は積極性を高く評価をいたします。同時に、この法案に盛り込まれた第一条の精神といものは、これから単に国会内だけでなくして、国民的な大きな運動として、いわゆる教育委員会の公選制の復活、このことに向かつて、これを契機にしまして進んでいかなければならぬと思うわけですが、そういう点でこれを国民的な大運動に展開していく。政府のほうでは公選制というのはなじまないという感覚で受けとめておりますので、なかなか成立は容易なことではな

いと思ひますけれども、しかし、そういう国民的な運動を、教育基本法の精神に基づいて発展をさせていくべきであると思ひますので、けれども、この私の考え方に対しては、提案者の見解を伺っておきたいのです。

○木島議員 お説のように、国民全体に対して直接責任を負うということは、国民の民意が国会に反映するというだけでなく、直接に、いわば教育行政の主体を国民に置くという立場、そして国民が自分の村、自分の子供、その目前の中で行なわれた教育に対して住民が参加する、国民が参加する、直接的に具体的に自分の意見を反映させるということが、直接責任を負うということの思想であろうと思ひます。したがって、そういう意味では、国民がその自覚の中でもってみずからの子供を、みずからの子供を、自分たちの力で行なうんだという意識が前提でなければならぬと思ひます。そのためには、いま御説のように、そういう国民的な総意が盛り上がることをたいへん期待するし、もしこの法案が通らない場合には、私たちがまたそういう運動を背景にしながら、教育基本法第十条の精神を具体的に実現するために努力をせねばならぬと思ひます。

○山原委員 いまの点につきましては、ただいまの説明で了解をいたしますが、この法案について少しお伺いしておきたいのです。

この法案二条、三条、四条というふうに続きますけれども、時間の関係もございましてので第六条の「委員の解職請求」の問題です。これは私は非常に重要な問題だと思ひます。現在の任命制の中では、選挙権を有する国民が、これを、委員の中に瑕疵があつても、それをいゆる解職する権限がないという状態でございます。そういう点で、この委員の解職請求というのは、これは非常に、いわゆる民主政治の根幹になることだと思ひますし、その点について、この条項を入れたということは、意味を持っておると思ひます。この点につきましては、たとえば一項、二項、特に「解職の投票の日から」……この二項のとこ

るをちよつと説明をしていただきたいのです。前項の請求は、委員の就職の日から一年間又は当該請求に係る委員についての第四項の規定による解職の投票の日から一年間は、することができない。これはもとの法案を持っておりますので、ちよつとわかりかねるのですが、御説明できますでしょうか。

○木島議員 おっしゃる通りに、住民が公選をするということも前提としておりますから、したがって、任命制にしたから解職制をなくしたんだらうと思ひます。この法律は、公選制でありますから、したがって、他の首長と同じように、解職の手続をとるのが当然であらう。同時に、これにいま、先ほどの御質問にございまして、任命制になってまいりましたと、任命された委員は任命された首長に責任を負つて、国民に負わなければならない。教育委員会が上を向くけれども、下を向かないという傾向が出てきかぬ。任命権者に気がねをして、そして住民、国民に気がねをしなかりはしないか。したがって、そういう面では、なおさらこういう解職制というものが必要であらうということでありまして、いま最後のほうでございまして、これはきわめて事務的でございますけれども、これは第四項等をこらんだだければ大体おわかりになるかと思ひます。

○山原委員 この解職請求の問題は、非常に重要なことなもので、ずいぶんいろいろな問題が発生をいたしておりますけれども、現在の任命制下におきましては、どんな問題が起つても、国民がどうにもしようがないというような事態があるわけですから、この条項の重要性というものは、民主主義のいわば根幹にかかわる問題だと思ひますし、また主権在民の立場からいっても、この点は非常に重視すべきところだと思ひます。

それからその次に、第一ページにございましてところの「服務」の第八条のところでありまして、いわゆる秘密の保持の問題でございます。これは当然法律上の構成としては、秘密保持の条項と

いうのは必要だと思ひますけれども、ただ教育行政の場合に、秘密というものがはたしてあるのかどうかということも多少考えられますね。現在任命制の教育委員会の場合には、いわばほとんどが非公開の秘密性を持っておりまして、どういふことが決定されたのだといつてもなかなかその内容が明らかにならないというようなことですね。そういう状態があるわけですから、またこの教育委員会が秘密を保持しなければならぬということには、かなり限定された問題ではないかと思ひます。

たといふ人事上の問題で——人事の場合だつてこれは公然と行なつていいわけですからね。この先生をどこそこの市町村に行つていただくという場合だつて、あらかじめ公然とその先生に納得をいただくかというふうなこともあるでしょう。また職員団体との間に人事の公開をして、そしてそこたいへん民主的な人事交流を行なつていくとかいうようなことがあるわけですね。人事の場合だつて、これは必ずしも秘密にすべき問題ではないと思ひます。人事の中の特に問題のある人事です、そういうこと、たとえば個人のプライバシーなことに関する問題とかいうようなことが論議された場合には、これは秘密にするとかいうようなことが、かなり限定をされないと危険だと私は思ひます。その点についての見解をお持ちでございまして伺つておきたいのです。

○木島議員 御説のとおりであります。したがつて、十二条に「会議の公開」というものの一項を入れたのは、少なくとも教育問題で秘密はないという原則であります。ただ、いまおっしゃるよう

に人事等のプライバシー問題等は、これは常識的な秘密、したがつて、法の形の上では入れざるを得ませんけれども、原則的にはいまいちやうに秘密はない。秘密はないけれども、プライバシーのようなものについては、これは一応の歯どめは必要であらうという意味であつて、したがつて、この場合よりもむしろ公開の原則の思想のほうが大事でありまして、そのことのために、

原則的には秘密はない、しかし、プライバシーという特殊な場合に限定されるという理解でございます。

○山原委員 その問題とからんで、あとの第十条、第十二条の、いわゆる「会議の招集」、それから「会議の公開」の問題とが当然からまってくるわけで、この原則が踏みはずされたいへんなことになるわけですね。それで、かつては教育委員会の会議というのは、ちよつとこへ出ておりますように、第十条第四項「前項の告示は、都道府県教育委員会にあっては会議の日の七日前までに、市町村委員会にあっては会議の日の三日前までにしなければならない。」これも私は非常に大事なことだと思ひます。これがいまほとんど行なわれておりません。だから、いわば現在の任命制教育委員会というのは私生活みたいなものなんです。というのは、会議を開くといつても事前に住民に対して告示をするわけでもありませんし、だからいつ会議をやつておるのかもわからない。教育上の重要な問題を審議する教育行政の中核部分が、全くいつ会議をやつておるか住民も知らないという、そういう非公然性あるいは秘密性というものが非常にいま災いになってゐるわけです。だから、当然住民に対して、何月何日から教育委員会はこの議題によつて会議を開きますということを公表し、そして同時に傍聴人もそのことを目標として傍聴に来るといふことが、これまた民主主義の原則であると思ひます。ところが、現在の場合は、そういう密室性といふことが、そういうところ、そういう陰湿な教育委員会制度というものがどれほど大きな暗い影響を与えておるかわかりませんので、その点で、ここで七日と規定をされたこと、これはまあ日数には一月前とかなんともありますけれども、七日というのはおそらくまあ限度に近いものと思ひますし、市町村の場合に三日前というのも適切だと思ひます。これは教育行政の公開性、明朗性、公明正大性という意味から申しまして、非常に重要な部分だと思ひます。私のこういう見解についての

お考えを伺いたいです。

○木島議員 御指摘のとおり、公開と告示はからみます。このことの思想の基本は、やはり国民全体に対して直接責任を負うという基本法第十條から出発するものであらうと思います。国民全体に責任を負うならば、そのことは秘密はあつてはならないし、同時に、公開は前提であるし、公開のためにはその事前に告示をせねばならない、公示をせねばならないという一貫のものであります。ことにこれがなくなつたものは一体何であらうかということだらうと思ふのです。三十一年にこのことがなくなつたということは、やはり任命制にした、任命制にしたということは、一つには権力が左右できる、それだけに政党や首長や権力の恣意というものが通り得る、したがって、そこに非公開なり秘密というものが重視されてくる、したがって、公示をしないということになつてくるのだらうと思ふのであります。

○山原委員 その面での事項も私は非常に大事だと思ひますし、いままでこの委員会においてもしばしば問題になりました、たとえば長野県の校長会の問題、あるいは北海道の高等学校の職員に対する、いわゆる普通であればマル生といわれるような問題ですね。それから教育委員会が教員に対する処分を行なうとか、あるいは人事異動を発表するとかいうようなときにも、ほとんど委員会というものは決定すればすぐ姿を消してしまふとかいうようなこともありますし、一面、その教育委員会も何か心ならずもやっておるといううしろめたさもある、だから所在をくらましてしまふといううような状態があるわけですね。だから、この告示というものは、これは住民に、いかなる会議が、いつどの場所で開催されるかという点を告示をするわけですから、その点、いま御説明があつたように、まさに教育基本法の精神に基づく考え方、これは非常に大事なことだと思ひます。引き続いて第十二条にございますところの「会議の公開」の問題ですね。これがまた、この公開性というものが非常に奪われて、喪失をしている

わけでございますが、これはまあ任命制の場合にしまして、いわば公的な機関、しかも、教育行政の最高の方針を出す機関、それが公開性を持たないということ自体がこれはもう全くおかしい話です。同時に、それは法律的に公開性というものを明確にすることが大事だと思ひますから、この辺に、この教育委員会法の提案された法案の趣旨が一番明確なところだと思ふわけです。これはぜひ強調すべき問題だと考えます。

それから、それと同時に会議録の問題です。会議録は、これは当然公開をし、住民の縦覧に付すというのが原則だと思ひますが、この点については、これは文部省のほうに伺ひたいのですけれども、これは、現在の会議録というものは、たとえば都道府県教育委員会の会議録というのは公開されておるのでしょうか。おそろくおると思ひますけれども、しかし、実際上はほとんど住民も、いまやあまり興味も持たないし、まあ何とか何とかきめておるだらうといううなところになつてしまつて、そういう点からも、この教育上の関心度合いというものが、非常に薄れていく原因になつておると思ふのです。その点で現在の任命制教委になりましてから会議の告示それから会議の公開となつておるか、現実の問題としてどうなつておるか、ちよつと私も離れておりますので実態がつかめないのですが、御説明いただけますか。

○岩間政府委員 御案内のとおり、教育委員会の運営等につきましては、これは教育委員会が独自で定めるようなことになつております。現在どうなつておるか、私も承知いたしておりませんけれども、現在は公開とあるいは議事録の公開とか、そういうものはやっているとところは少ないんではないかというふうに考えております。

○山原委員 これはいずれにしても、ちよつと聞き漏らしたのですけれども、会議を招集する場合ですね、告示は幾日前になつておりますか、現在は告示しなくてもいいのですかね。現在、教育委員

員会の運営に關しましては、これは各都道府県の、あるいは市町村の教育委員会が独自で定められるようになっております。私、個々の具体的なものは承知しておりませんが、公開といううなことは、ほとんどいたしておらないのではないかとこのように考へる次第でございます。

○山原委員 これはこの法案の趣旨からいふと、公選制ですからね。だから、公選制の場合にはいろいろな人が選挙によつて選ばれてくるわけですね。だから、まあ保守、革新と言へば、保守の人もおれば革新の人もおるという状態が出てくるのは当然なんですけれども、いまは地方自治体の首長の好みによつたりして、かなりいわば片寄つた人選もなし得る可能性があるわけですね、任命制ですから。また地方議会にかけるといふこともなかなか思ふような幅広い人選をするということも困難だ。だから至るところで教育委員の人選については、首長のほうはこれをきめたけれども、地方議会がこれに反対するうなうなトラブルも起こつたりするうな状態ですね。しかし、いずれにしても、たとえ任命制の場合にしても、やはり告示をするといううなことがあつて、一週間前とか五日前とかということがあつて、思ひますけれども、告示をして、そして何日から開く、場所はどこだ、そして議題はこれだということを発表して、そしてその会議は公開する。もちろん、これにも秘密会というのがありますから、特に秘密に属する問題については秘密会を開くでしようし、それから同時に、会議を行なつた場合には、会議録というものは、これは積極的に住民の要請があれば見せていくという、これくらいのは指導は現行法規の中でも私は、文部省として、そういう指導精神というものは明らかにしたほうがいいんじゃないかと思ふのです。それはまさに民主主義の原則に立つわけですからね。もつとも都合が悪いときには、これは見せるわけにはいかぬという場合もあると思ひますが、原則として大半はそう秘密にすべきことばかり話し合つておるわけでもなかつたと思ひますね。その辺の原則

というのは、やはり文部省の指導方針としてこれは明らかにしておいたほうがいいんじゃないかと思ふのです。この際、それでこの教育行政の暗い側面が、かなり晴れていくと思ふのです。そういう公開性、明朗性といふものは、公明正大性といふものです。そういうものをこれはぜひお考えになつたほうがいいんじゃないかと思ひますので、これについての見解を、私はそうしてもらいたいと思ひますが、そのほうがありがたいと思つてゐるのですが、どうでしょうか。

○岩間政府委員 一般的に申しまして、議決機関、たとえば国会でございますとか、都道府県あるいは市町村の議会でございますとか、こういうところが現在公開のたてまえでございます。また、審議の結果よりは、その審議の過程というものがつきまして非常に重きを置いておられる。これはたいへんごもつともな制度じゃないかと考へております。教育委員会の場合は、以前は公選制ということで、議会側と同じような形をとつてまいつたわけでございますけれども、しかしながら、これはやはり教育行政の機関でございますので、教育行政ばかりじゃなくて、行政一般につきましては、その審議の過程あるいは施行の過程よりはやはり結論と申しますか、どういふことをするんだといううこと、そのことが行政の面ではむしろ大事になつておりました。その審議の過程につきまして、一般的に公表をするといううなことはいいわけでございます。しかしながら、教育委員会の場合には、教育委員会自体にこのことはまかせられておるわけでございます。こういう問題につきましては、教育委員会がその地域の住民の方々の御意見等によりまして、それぞれの方法で住民の意思を反映すると申しますか、そういううなことがあつてもよろしいのじゃないかといううに考へておるわけでございます。

○山原委員 なぜこれにこだわると申しますかと、私は教育委員会というものの権威のためにも、いわゆる公開制をはつきりしたほうがいいと思ふのです。というのは、それは意見の違いはもちろ

ん委員の中にありますけれども、それをお互いに話し合っていく。教育の問題ですから、結論だけが大事なのではなくして、やはり教育を論ずるという場所が、しかもそれなりの権限を持ち、機関としての性格を持つておる教育行政機関の最高合議制の機関でございまして、そういう点ではその審議の過程はほんとうに大事であり、また大事にしなければならぬところだと思ふのです。またそれぞれの委員がそれなりの教育に関する見識を持つておれば、これはどなたが傍聴されようが自信をもって論議ができる。そのことが委員の勉強になると思ひますし、同時に委員会そのものの権威を高める。最終的には採決によつて決定されるわけですが、しかし、その間に住民の考へているこちらの意見はこういうふうに出た、こちら側の意見はこういうふうに出たというふうな、教育を語る場所としても重要ですから、そういう点での告示、それから会議の公開、会議録の公開ということは、これは今後現法の中でも努力をしていくべきものであり、それがまた教育委員会制度の権威を著しく高めていく結果になるのではないかと、意見をとして申し上げておきたいと思ひます。

それから次に指導主事の問題です。指導主事というのは、各委員会に指導課というふうなものがありまして、それぞれ指導主事が配置をされていくわけですが、この指導主事の役割、これはあくまでも教育の指導あるいは研究上の助言という立場をとるべきだと思ふのです。これがまかり間違つと、教育委員会から配置されたいわゆる何かの権力を背景にした立場をとると、これがたいへん災いをするものになる。単なる指導ではなくして、それが人事その他にも介入をしていく、そういうことになったらこれはたいへんなですね。だから、指導主事というものはあくまでも教育上技術的な指導あるいは研究上の指導、そういうものが主にならないと、そのワケはずすところはないへんなことになるわけで、いわゆる管理主事になってしまふという状態が出てまいります。そ

ういう危険性というものをあらわしたのがこの指導主事の現実上の実態ではないかと思ふのです。教育委員会によりましては、それを非常に、厳重に警戒しておるところでありますし、その辺が少しルーズになってしまふといささか踏みはずしてしまつて、これが管理指導の一翼をになうというふうなこともなりかねない。この点を非常に心配しておかなければならぬと私は思ふのですが、その点について、提案者のほうで指導主事に對する歯どめといいますか、そういうものはお考えになっておりますか。

○木島議員 その意味で二十条の三項の最後に「ただし、命令又は監督をしてはならない。」と入れたのがそれでありまして。これも御案内のことですが、指導主事は専門的な事項についてのいわば指導というよりも、現場の先生と相談をするということが本来の意味だろうと思ふのです。教育というものは教師が直接的に個々の違ふ条件の中でもって子供に接する。したがつて、画一的な、形式的なことでは実は教育はできない。だからこそ、相談相手という意味の指導主事であつて、前に二十三年のときに「命令又は監督をしてはならない。」とあつたものが三十二年になつた。この思想は一体何かというと、中央集権的なもの、教育を通しての国民的思想統制的な意図といふものが、この任命制になつたところの根底にある。だからこそ、命令、監督してはならないという条項が削られた。このことが御指摘のとおり、私は個々の現場における具体的な子供に影響を与えるという意味は、きつめて重要だと思ふのであります。その意味で、その「命令又は監督をしてはならない。」と入れたことが、いま先生の

おっしゃる御質問の趣旨と一致しているように考へます。

○山原委員 文部省のほうにその点で伺ひたいのですが、私はこの点は非常に厳密にしておかないといけないと思ふのです。その意味で、いま第二十条三項のところに非常に明確に歯止めがなされておりますが、これは現実に私も教育の

現場におりまして、このことが非常に大事です。で、それを踏みはずしますと、実際に教育の専門的な指導を受ける側の教員と、そして指導主事の間に、摩擦も起こりますし、不信感も出てくるというところで、かえつて教育研究というものの指導性が失なわれていくという面が出てきます。これはたいへんなことなんで、この点については文部省の今日の見解はどんなふうになっておりますか。

○岩間政府委員 私事を申し上げて恐縮であります。私も県の指導課長をやつておりました。たゞいま先生が御指摘になりましたような精神で、指導主事の方々に指導をお願いしてきつたりもございまして。その点は、いまも変わつておりません。指導主事は、専門的な事項についての指導をするというのが任務でございまして、その範囲を越えて、人事その他で介入するというようなことは、これは当然慎まなければならぬことであるといふふうに考へております。

○木島議員 いま岩間局長が御答弁になりましたのは、確かに「命令又は監督をしてはならない。」という条項があつたが、それが削られた。したがつて、専門的な事項の指導をする。したがつて、その文だけ、現行の条文だけ見れば、命令、監督は書いてないわけですが。しかし、前にあつたものを、なぜ三十二年に削つたかというところは、いま問題だろうと思ふのです。なぜならば、社会教育主事の場合にもやはり「命令及び監督をしてはならない。」という条項が残つておるわけでありまして。社会教育主事の場合には、その条項があつて、この場合にはないといふところの、削られたゆえんは、いま局長が御答弁なさつたけれども、その削られたといふところにこの本質がむしろあるだろうと私は理解いたします。

○山原委員 私もそのところが大事なことだと思つてゐるのです。私も県の教育委員をしたこともあります。これは二十三年から二十七年まで四年間、公選制時代でございましたが、その間指導主事というものの任命もし、また指導課というもの

のも設立をする。一番最初のことでございましてから、暗中模索のような状態でやつたのですけれども、そのときに私も考へましたのは、指導主事というのとは一番現場の先生にも接しますし、それから子供にも接する機会がある。ときには、みずから自分の教育を、指導的に教室で授業をやつて先生に見せるということもあると思ふのです。それね。そういう場合に、ほんとうにいわゆるさすきすした管理意識というものは皆無にしなければならぬ。そうでなければ、真に現場との触れ合いといふものがなくなつてくる。だから、ふだんはもつと教育技術面における専門的な知識をうんと勉強して、コピーでも飲みながら、ほんとうにのんびりした気持ちでみずからも研究し、そして出ていけば、実際に専門的な立場で指導ができるという体質といふものを持たなかつたら、これはたいへんなことになるということをぜひふん強願し、論議をしたことがあるわけで、その点ではほんとうに大事な仕事でございまして、その意味ではやはり歯どめといふものをしっかりとさせて、そして文部省の指導としても、これが管理職的なところへ足を踏みはずさないという原則は、ぜひとも確立をしていただきたい、こう思ひますので、これも要請として申し上げたいと思ふので

す。

○木島議員 そのことにかみまして、いま私たちが出しました中で現在と違ふ面は、「命令又は監督をしてはならない。」と同時に、現在あります「指導主事は、上司の命を受け、」ということを除いておる点が、目に見えないけれども、いま先生のおっしゃつた意味できつめて重要だと思ふのであります。

「上司の命を受け、」とは教育長であります。その教育長は任命制であると同時に、市町村の教育委員会は、県の教育委員会の承認を得なければならぬ。そして県の教育長は文部省の承認を受ける。そういう縦の系列の承認、承認がくる。その承認の上の教育長の命を受けて、そして命令、監督ができるという現在のこの制度は、いま先生

御指摘のような非常に危険な思想がこの背景にあると私は考える。したがって、その立場から、目に見えませんが、かつ命令、監督してはならないという条件を入れたというのが、目に見えないところでございまして、補正させていただきます。

○山原委員 各県に、いろいろ教育上の歴史があるわけですね。たとえば北のほうへ行けば北方教育というものがありますし、また生活つづり方教育というふうなものがありますし、私の県では、戦前からありましたのが小砂丘忠義という人の生活つづり方というものがあります。それからまた上田庄三郎という人が「開明」というのを出版していますが、ここの場合、いわゆる県から派遣されてくる視学との間に、視学はいわゆる上司の命を受けて出てくるわけですね。そしてその教えることは非常に画一的な、全部がそうではありませぬけれども、全体として非常に画一的な体制を持ち込んでくる。それに対する教師の反発というものは、これはイデオロギーの問題ではないのです。けれども、現場の子供たちを教えている。しかも子供たちというものが決して豊かな家庭ではないでしよう。山村でもあります。漁村でもあります。そういう場合、さまざまな生活様式の中で教育をやっているわけですから、その子供たちに接しておる現場の教師と、上司の命によって出てきた視学、いわゆる指導主事との間には、感覚のずれがずいぶんあるのですね。そこで反発も起これば、そこで見解の相違も起これ、こういうような状態が出てくるわけですね。そういうことを考えますと、指導主事というのは非常に自由な立場でなければならぬということですね。権力的な意識あるいは上司の命によっておれは出てきたのだという意識というものを払拭しなかつたら、ほんとうの現場の教師との触れ合いというものはなかなか生まれてこない。やはり、ああ、えらい者が来たのだ、場合によっては人事異動の資料にもなりかねないということになってくると、指導、被指導

の関係というのは、いわば一つの敵対関係みいたいになってくるわけですね。これではほんとうに教育の発展というのはいわゆるですから、いま提案者の御説明、よくわかります。同時に、現在の状態でもその点は十分気をつけていくべきことだと思ひますので、その点はお聞きをいただきたいと思ひます。

それから、時間ももうあまりないと思ひますので、二五ページの二十八条の問題ですが、二十八条、二十九条の問題で、教育事務にかかる予算の問題ですね。いわゆる教育財政問題でございまして、けれども、これはかつて原案提出権というのがありましたね。たとえば都道府県議会に対して、知事との間に都道府県教育委員会が予算上の折衝が成立しない場合、どうしても食い違いが生じました場合、たとえば高等学校をこへ幾つか設立をしたいという要求に対して、県当局のほうは財源がないのだから、それは認めがたいと言ふ。これは何もかも衝突をするというわけではもちろんありません。折衝の過程でほとんど解決をしていきますけれども、教育委員会独自に持つておる、これはどうしても自分たちの重要方針としてやりたいということ、しかもそれは、住民がそのことを非常に強く要望しておるという問題。ところが一方、首長のほうにとつてみると、そんな金はないのだということと摩擦が生じてくる。また問題の認識の違いも出てくるわけですね。その際に、かつてはいわゆる二案提出権と呼ばれた、議会に対して首長側の予算案と、そしてその相違部分について教育委員会側の予算案とが原案提出が行なわれて、そこで議会の中で論議をされるという事態があったわけですが、これはこの中では、二十九条の第五項の「地方公共団体の長は、教育委員会から送附された原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会に提出する場合においては、当該議案に教育委員会の送附に係る原案及び前項の意見を附記しなければならない」ということでわかるような気がしますが、これは前のいわゆる二案提出権と同質のものですか、どうですか。

○木島議員 どんずばりお答えすれば同質のものでございませぬ。

〔内海（英）委員長代理退席、委員長着席〕

最初に申しました教育基本法第十条の趣旨を生かそうとすれば、一つは行政制度からの独立性、分権性という意味における公選制の教育委員会、もう一つは教育財政からの分権性と独立性というもので、私は十条の「不当な支配に服することなく」という趣旨からするならば、この二つが元来必要なんだろうと思ふのであります。行政制度のほうには分権性、これは任命制になってからちよつと変わりましたけれども、公選制によって分権性なり独立性が一応保持される。けれども、教育財政、財政からの独立性、分権性ということ

教育行政の施設その他につきましては、みずからの公約を実現していくことに努力をする、これが私は非常に大事なところだと思ふのです。だから、そういう中で一致した、こへ高等学校をつくらうということになりますと、これは教育委員会の独自の意思なんですね。その独自の意思を貫くために、教育委員会は努力をしていく。それが教育行政の発展というものに大きく寄与する要素だと私は思ふのです。

ところが、現在の任命制の場合はどうかといふますと、そういう予算上の独立性、独立性というものを保持していませんから、だから結局知事が査定をする場合には、各県の庶務課長が予算の概算要求の査定をして、次には総務部長がやって、次には副知事がやって、そして知事が断を下していくという経過になるわけですね。そうしますと、現在の各都道府県の教育委員会の仕事と予算上の独立性というのは全くありません。だから、県が持つておるいろいろな機関、すなわち農林部であるとかあるいは土木部であるとかあるいは厚生部であるとかいうような、そういう部局と全く違わない同列の場所に置かれておりますから、もう簡単にいえば、土木部とか農林部というところよりも弱い立場にならざるを得ない。教育の問題は目に見えませんが、だから弱い立場に立たざるを得ない。言うならば庶務課長段階で予算がばつぱり削られていく。少し残った分は、次の総務部長段階で削られるとかいうような形で、まさに任命制教育委員会の存在の意義というものはほとんどないところへきておるんです。だから住民も、教育委員会といったっていま名前もみんな知りやしません。そしてあまり興味もないから、会をやつたつて傍聴にもいきませんし、大体ろくなことを決定せぬだろうというふうなことになる。これはまさに教育の荒廃です。そういうものを引き起こしておるのでございますから、そういう点では私は公選制の復活と同時に、教育委員会が教育の面では独自の予算提出権を持つということが、これは日本の教育発展のためにきわめて

重要なものだと思うのです。そういう点では、これはもうはっきりさせていかなければならぬと思います。いまの状態では、教育委員会はなくてもいいですよ、率直に言うたら、それくらいに軽く見られていくわけではございまして、これでは全く地方自治体の首長の手のひらの中で動き回っている存在にすぎないわけですから、この点は今後ぜひとも考えていかなければならない問題だというふうに思うわけです。

それから最後にお聞きしたいのは、二九ページの第三十三条の「通学区区域の設定」の問題ですが、これは提出された木島先生のほうでは、あるいは高等学校の学区制の問題等について、もちろん現在も決定する権限は持っておると思いが、何か現在の大学区制、中学区制、小学区制というふうなものについての権限を、それぞれの教育委員会に大きく与えていくというお考えでつくられたものですか。

○木島議員 前段のお話でございすけれども、さつき言いますように、教育財政の独立性、分権制、このことが行政制度の分権制、独立性ということと同時に絶対に必要であるということから、私は先ほども御説明申し上げたのでありますけれども、ことにいま県の場合のお話でございすけれども、ないしは知事部局からの横すべりであつて、ほとんど専門性がなくなつた。このことは一つには教育長の基準がなくなつたことがあるわけですが、したがつて、これを入れたわけでありす。専門職でなければできないという、教育長になる資格条件を入れたわけでありすけれども、そうしたことは何かという、いま財政とおっしゃるならば、多分に知事部局の、知事の言いなりになる、知事の査定でもって教育財政が左右される。そこには独立性もないということも含めて、この法案の中に盛り込んだということも含めて、もう時間がなくて質問を終わるというお話でございすので、そのことも加えて補足説明させていただきます。

それから高校の通学区でありすけれども、私は先般質問の中で申したのでありますけれども、憲法の規定からすれば、私は高校はいわゆる義務教育といわれる中に入れるべきだろうと考えております。なぜかと申しますと、「国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」この「保護する子女」とは民法上も十八歳であります。教育可能体であります。いま「法律の定めるところにより」とありますけれども、これは教育基本法で十五歳とありますけれども、これは十八歳までに直せばいいのであつて、憲法の趣旨からいへばこれは十八歳まで、すなわち高校までということの意味するだろう。そして「義務教育は、これを無償とする。」というところは、これは国民の生存権であります。小中学校すら出れなかつたならば、それはまともな就職はできない。まともな就職ができなかつたら、まともな生存ができなかつた。だから生存権として「義務教育は、これを無償とする。」と、憲法二十六条が規定したと思ひます。とするならば、今日九〇％、やがて九〇％、九五、九八と高校はいく。そのときに高校出るのがあたりまえで、高校出なかつた二、三％の子供たちは、それではまともな就職はできるのか。まともな就職できなかつたら、まともな生存ができるのかという趣旨からするならば、私は生存権の基本的立場からしても、またこれは義務制であるべきだろうと思ひます。もしも義務制になるとすれば、中学校と同じ形、小学校と同じ形になります。したがつて、これを三年とするならば、中学校と同じ学校の範囲に高校一つが必要ということになります。そういうことを考えれば、当然小学区制ということが必要になつてこよう。そのことは、一つは今日の教育を最も毒しておるのは入学試験、選抜方法だろうと思ひます。したがつて、このことをどう緩和するか、中学校を予備校化しないためにはどうするかということの立場からいへば、小学区制。そしてそのことは、さつき申しました憲法の

要請からしてもそうでありすから、男女共学、総合制。なぜかと申しますと憲法は「普通教育を受けさせる義務を負ふ。」と書いておるのですから、普通教育でありすから、職業教育ではございませぬ。したがつて、これはいま行なわれてい

る高校の多様化というのと矛盾するものであります。ですから、そういう意味においては普通科を中心にしたところの総合的な教養を養ふ、将来の変化に順応し、あるいは将来の新しい価値観をつくること、基礎的な教養をどう高めるか、このことが日本の教育に必要なことであらう、そういうことも含めて、小学区制というものを私はこの中に考えております。

○山原委員 現在この法案の中では、いわゆる一番重要な地位を占めます教育長の問題について、その資格というものを規定しておりますが、現在どこの都道府県でも考えてみますと、大体土木部長が教育長になつたり、農林部長が教育長になつたりするといふ、そういう例がほとんどございまして、(発言する者あり)ほとんどは言ひませんけれども、長崎県は違ひかもしれませんが、そういうような例が多いわけですね。だから、ほんとうに困る場合もあるわけでございます。

ところで、最後に私の述べたままに終わりたいと思ひます。

公選制の場合は、これは最初も申しましたけれども、非常に多彩な顔ぶれが出てくるということ、これはもう考えられることでございますし、そして私の経験から申しますと、私は二十七歳のときにわたつたわけですが、委員長になつた方は七十歳を越しておりました、これは有名な酒造会社の社長さん、全然考え方も違ひますね、そういうものが寄り集まつて教育問題を論ずるといふたいへん困難な事態に置かれましたけれども、しかし一致する点は、教育環境あるいは教育設備内容の充実ということについては完全に一致するわけですね。そういう経験を踏んでいられるわけでございますが、そういう意味で、私は文部省あるいは政府当局、自民党もそうだと思いますが、公選制は

なじまないという感じでございます。前もお答えがなつたわけですが、そういう簡単な、主観的な判断ではなくして、やはり教育基本法の精神に基づいて、公選制といふものがより住民に密着したものであるという立場でものごとをお考えになつていただいたらいんじゃないか。だから、きょうこのような提案がなされたけれども、私の質問も十分なものでございまして、私の質問も不十分なものを出しましたことを契機にしまして、粘り強くなる運動を起して、そして教育委員会の公選制といふものの復活実現のために努力をしていくべきであると私も心にきめて、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○田中委員長 次に、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。森喜朗君。

○森(喜)委員 一九七三年というのは、世界的にもそうですが、日本にとつてもたいへん大事な年だといふふうに私は感じます。明治開国いたしまして昨年で百年を終えたわけでありす。教育も百年、鉄道も百年、すべて新しい百年目のこととしては第一歩になるわけでございますが、いま私はあえて一九七三年を何か運命的に申し上げるのです、教育も百年である。一九七三年というのは、二でも三でも四でも五でも絶対制り切れない数字なん

だといふのは、新しい百年目の第一歩という意味で、いろいろな意味の大事な、日本の将来を形づくるその第一歩の年であらうといふふうに、特にわれわれ国政に参画しておる者は、後世の日本民族のためにかまをしておかなければならぬときではないかといふふうに私は考えております。

その中で、特に私も教育という問題をこの国会で議論をさせていただいておるわけでございますが、どうも教育という問題につくと、教育論

な

な

争ということよりも、むしろ政治的にイデオロギ
ーが介在をしておるのではないか。国民にとって
は、もっと明々白々に、いいことと悪いこと、い
い人と悪い人、そういうことをはっきりけじめを
つけておくというのが、そういう見きわめをつけ
る人々をつくり上げる、これがやはり一番大事な
教育の理念でなければならぬと思います。同時に
私は、教育というのは、最終的に教育の要諦とい
うのは、人間と人間との触れ合いだろうというふ
うに思います。それだけに、人が人を教育するとい
う非常にこわさをわれわれ自身もまた感ずるわ
けであります。敗戦以来二十七年間、いろいろな
新しい教育のよかつた点、悪かつた点というもの
が出てきておるわけですが、明るい新しい
感覚の子供たちも出てきました。しかし、一面、
テルアビブ事件に象徴されるように赤軍派、そし
て学生紛争、大学紛争、同時に、社会では、幼児
受難時代といましようか、子供の命を何かネコ
や犬よりももっと落ちるような考え方をされる人
々が出てきています。これも新しい戦後教育の中で
育ってきた人たち、そういう人たちがおとうさん
、おかあさんになっていくという、この時代の
中でやはりこれまでの教育というものについてい
ろいろと反省をしなければならぬ点がたくさん出
てきておるというように考えます。

そういう、いま前段に申しましたようなことを
踏んまえてこれから新しい教育改革というものを
手がけていかなければならぬ。しかし、教育の正
常化というのは一体ほんとうは何なんだろうかと
いう疑問も出てくるわけですが、何もやら
ないということであつてはならない。そこで新し
い改革を手がけていくということ、今回筑波
法あるいはたまたま議題となつております人権法
というものが提案をされておりますけれども、ど
うもややもするとこれが政治の論争に終始して
しまつて、この国会が始まつて、しかももう延長
国会もあとわずかなつて、実はこの問題をいまど
ろになつて議論をしなければならぬところ
に、私はいまの日本の教育論争の一番不幸なところ

ろがあらわれてきておるような気がしてならない
わけでございます。おそきに失した感じもいたし
ますけれども、国民が、教育問題になるとなぜこ
んなに国会で議論をし、そして大のおとなたちが
けんかをしなければならぬのかということにつ
いては、おそらく世の父兄、そして子供たちまで
そういう疑問を持つておるのではないかと、そういう
ことをこの委員会でもっと明々白々にしなければ
ならぬ、そういう疑問に対してこの委員会の審議
の中でこたえていかなければならぬ、私はそうい
うふうに思つて、この質問をさせていただくこと
を実はもう毎日指折り数えて待つておつたわけ
でございます。特にこれは与野党を通じてどの先生
方も一番感ぜられることは、この国会で筑波法並
びにこの人権法に対しての賛否両論のいろいろな
御意見、反対の方もおられた、賛成の方もたくさ
んおられる、そういう中で、まず大臣に、すでに
いろいろなところで御見解を述べておられるわ
けでありますけれども、まずひとつこの法案提出
の趣旨並びにそのねらい、そしてこれが新しい教
育改革への第一歩であるという関連性、そして
ことをあらためて大臣に御質問を申し上げて、そ
の姿勢と見解をお尋ねをいたしたいと存じます。

〔委員長退席、内海(英)委員長代理着席〕

○奥野國務大臣 今日のみならず、常にそうであ
るといってもいいのかもしれないけれども、
特に今日ほど教育が国民にとって大きな関心が持
たれ、同時にまた、これを充実する上において重
要な意義を持つてゐるときはないかというように考
えておるものでございます。同時に、教育は、
何といひましても、現実に教育の衝に当たつてい
る教師その人がりっぱな人間である、教育に熱情
をささげてもらうことが根本だと考えておるわけ
でございます。児童生徒がみずから学ぶ意欲を持
たなければ、幾ら時間を費やしても教育は実つ
てこないと思ひますし、また、みずから学ぶ意
欲を持つには、相手が持たせるだけの相手でない
ければならないということもなつてこようと考え
るわけでございます。そういう意味合いにおきま

して、すぐれた人材、教育に熱情をささげ得るよ
うな人、これを教育界に迎え入れるということに
なりますと、いろいろな条件がございますけれど
も、その中でもやはり最大のものは、処遇の問題
になつてくるのじゃないだろうか、また、処遇を
よくすることによつて安んじて教育に当たつてい
ただけるのじゃないだろうか、かように考えるわ
けでございます。そういうこともございしますの
で、まず処遇の抜本的な改善をはかつていき
たい。これは、公務員の給与につきましては、人事
院の勧告を待つて行なうことになつてゐるわけ
でございますけれども、国の施策の中で何が重要な
のかということになつてまいりますと、やはり何
をおいても教育の問題じゃないだろうか。父兄に
とりましても、自分たちの子供がりっぱに成長し
ていく、また国家社会にとりましても、この国家
社会の次代をになうのはいまの児童生徒でござい
ますだけに、その教育がりっぱに行なわれる、こ
れは国の政治を考えます場合に最大の重点の置か
れるべき問題じゃないだろうか。そういうふうな
ことから、将来にわたる国の基本的な姿勢とい
うものを、この際、国権の最高機関でありますこ
ろの国会において明確にしたいということ
が大切だ、かように判断するわけでございます。

そういう意味合いにおきまして、法律案として
教員の処遇についての明確な姿勢を出していただ
きたい。それが、一つには、義務教育教員の給与
は一般の公務員に比較して優遇されなければなら
ない、同時に、この優遇措置は計画的に実現され
るものとするんだ、こう書かしていただいている
ことでございます。将来にわたる国の基本的な政
治姿勢、それを国権の最高機関である国会におい
て明確にしたいということでございます。
○森(喜)委員 いまの御趣旨、そしてこの法案の
資料の要綱を讀ませていただいて、われわれはも
うそのとおりだというように実は感ずるわけであ
ります、でも世評でいろいろをいわれて
いる、また私どもにいろいろな反対の資料が参りま
すが、なぜ人事院に勧告をしないかというふうな

ことを国会で言わなければならぬのか。この法律
の名前からして非常に御苦心の点がいふところ
だと思ひますが、われわれもその経緯については
その経過の中でいろいろ承知をいたしてゐる点も
ございしますが、国民にとっては、やはり一番こ
ろやこしいといひましようか、こういう不可解な
ことをやらなければならぬとなつたのかというこ
とを国民は一番疑問に思つてゐるんじゃないかと
いうふうに感じますが、これは大臣からでなく
も初中局長でけっこうであります、こういう法
律を出さなければならぬとなつたといひますか、
こういう法律の出し方になつたといふその経過を
少しわかりやすく御説明をいただきたいと思ひま
す。

○岩間政府委員 給与の法律につきましては、さ
きにいわゆる給与の三本立ての法律がございま
した。これは高等学校の教員の給与を小中学校の教
員の給与と区別したわけでございますけれども、
その際には、国会で給与表まで直しました法律を
可決されたというふうなききでございます。
しかしながら、現在この法律を提出いたします際
に、給与の基本的な方針というものは法律でもつ
て国会の最高意思をもつて御決定をいたしたく
し。

しかしながら、今度の場合には義務教育の職員が
中心になつてゐるわけでございますけれども、教
育につきましてもほかいろいろな職種があるわ
けでございます。また一般の公務員等の関係もあ
るわけでございます。教員類似の、たとえば保育
所の職員その他もあるわけでございます、そう
いうようなものを総合的にやはり検討していただ
くということ、これは人事院でやつていただ
くほうが適切じゃないかというふうなことも考え
たわけでございます。現在人事院が公正な機関と
して給与につきまして一般の公務員の給与を保障
してゐるわけでございますから、そういう機関に
具体的なやり方につきましてはおまかせすると
いうほうが適切ではないかというふうな政府部内
の意見がまとまりまして、そこでこういうふうな

内容にしまして御提出を申し上げたというふうな次第でございます。

○森(喜)委員 これは民社党なんかの御意見にもあるようですが、まっとうから反対する法律でもない、しかし、あえて法律にしないでいいじゃないかというふうな、そんなような御意見を申し上げたいというふうなところもありません。特にこれは、たしか二月ころの内閣委員会、社会党の大出議員が質問なさっておられますが、どうも人事院を無視しているのではないかと、いろいろな御意見もあられますが、その辺は人事院との間にこの政府の御見解について何らかのお話し合いというものがあつたわけでございますか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 一つは政府の考え方になるわけでございますけれども、人事院は自主的な勧告権限を持つておられるわけでございますけれども、国家公務員法に規定されておりますように、官民格差でありますとか、あるいは物価の事情でありますとか、そういうことから給与の改善の勧告がなされるわけでございます。いま政府が政策として考えておりますのは、教員の給与は一般の公務員に比較して優遇されなければならぬ大方針を打ち出そうとしておられるわけでございます。これはやはり方針として打ち出さなければ、人事院の任意の考え方である性格のものではないと思ひます。あるいは、教員については、初任給は別にして、十数年たつてくると一般の公務員よりも教員給与が下がっていくじゃないか、そこは是正すべきだというふうな性格のものなら、私は人事院の自主的な勧告の権限で改善を期待することも不可能ではないと思ひます。しかし、将来にわたつて一般の公務員に比較して優遇されなければならぬというふうな大方針を人事院が持つてにできるものなんでしょうか、国会がそういう権限、明確な根拠を人事院に与えなくて、人事院がその自主的な権限行使の範囲内でできるかどうか。私はできないと思ひます。とすれば、非常な越権じゃないかというふうに私は思ひます。また、私が人事院

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

とつ、先生方、特に全国の教職員の方々に、そうした政府・与党の考え方というものを、ほんとうに正直申し上げて何ら意図のないものだということ、私は率直に信じてほしいな、理解してほしいなという気持ちで実は一ぱいお尋ねをさせていただきます。

○森(喜)委員 計画的ということをはっきりう

同時に、もう一つその中でお聞き上げたい

第一類第六号

文教委員会議錄第二十九号 昭和四十八年七月六日

○奥野国務大臣 お話のとおり、この法律案が

第二に、法律的には義務教育の教員を中心にう

処遇の改善を行なっていきたい、こういう気持ち

公務員の中で一つの職務

昭和四十八年七月六日

同時に、予算折衝の過程におきましても大蔵大

法案につきましてはいま申し上げましたような

○森(喜)委員 大臣のお考えはよくわかったわけ

もう一つ、幼稚園、高校の先生と同時にやはり

い、今回は一週二日、三、四を三日間

○奥野国務大臣 お話しのように義務教育中心の

111

また、教職調整額にいたしても、幼稚園の先生に及ばないこともございます。これは公立、私立を通じてございすけれども、この点につきましてぜひ改善をしたい。人事院当局に對しましても私から強く要請をいたしてあります。必ず次の勧告の中には、幼稚園の先生方にも教職調整額を支給すべきだという勧告になってあらわれてくるものと確信をいたしております。同時に、私学の果たしている役割から考えますと、私立の学校につきましても積極的な援助をはかつていかなければならない。現在、四十九年度まで、いままでの計画が逐次実現されていく過程にあるわけでございます。過程にあるわけでございす。この内容につきましても積極的にもっと改善をはかつていかなければならない、こう思っております。私なりに具体的なことも考えているわけでございすけれども、積極的にはかつていかなければならない。同時に、年度の中途で給与改善が行なわれる、その場合に私学に対する助成が必ずしも補正されていないということもあるわけでございすけれども、これはぜひ私学年度の中途の改善につきましても何らかの措置でめんどうを見るように、四十八年度からしていきたいものだな、かように念願し、またそういう努力も払い始めていこうとございす。

○森(喜)委員 その場合にやはり一番心配するのは、もし人事院がそういう勧告をなされた場合、財政措置というものは、これは心配でございますが、さらに、先ほどお答えでございました義務教育諸学校以外の先生方に対する勧告があった場合、それに対する地方の負担というものはこれはたいへんなものだろう。私も当初年度予算をやるときに、地方の市町村長、知事以下みなそのあたりを非常に心配をしておられる。その辺についての財源措置はどのようになっているか。これはおそろく自治大臣等と十分お話をなさっている、特に文部大臣は自治省については権威のある方でありまうから、その辺についてはどのようになっているのか、お答えをいただきたい。

○奥野国務大臣 地方財政全体の必要な措置をどうはかるかということも、これも大事な問題でございまして、四十九年度以降どうしていくかという点につきましても、税制その他の問題についても考えを及ばなければならぬかもしれないわけでございますが、自治大臣、大蔵大臣、文部大臣、三者の間で相談をし合うということも文書による約束をしているところでございまして、地方財政全体の問題にもあわせて取り組んでいかなければならない、かように思っております。

○森(喜)委員 これまでの大臣のお話を伺って、先生方の地位、それから条件、そういうことを考えて引き上げなければならぬ、あるいは計画的に将来五〇年までは引き上げていきたい、あるいはまた、幼稚園、高校、義務教育以外も考えなければならぬ、私立学校についてもぜひ考えなければならぬ、同時にそれについての財政措置も考えてやる、全部これはまことにけっこうな話で、一体こゝまで議論をしておつてなぜ野党の皆さんが反対をされるのか。これはいままでの間にはそういう方向で議論をなさつておられる。国民にとつてはまことに私はふしぎなことだと思つてます。

そこで、これから少し中身についてお聞きをいたしたいのでありますが、これは私どもの石川県の教組のパンフレットで「父母版」と書いてありまして、これがみんな家庭に配られるのです。私は郷里から、おまえは先生方の給与をよくしてあげるといふことを一生懸命に言つておられる、その先生方が何でこう反対をするのかわからない、こゝ言われる。それでこゝ言つていろいろな教組の紙をわれわれのところにもわざわざ送つてくるわけですね。いま大臣と議論をしておつて、どなたが考えても、反対するところは何にもない、それなのに一体なぜ先生方がこゝ言つて紙を出して反対をされたり、そしてデモをやつたりされるのか、どうもわからない。この国会が始まつてから、委員長もよく言つておられるが、とにかく次から次と教職員団体だの学校の先生だのいろいろな来

れて、反対だ反対だと言われて、審議にも委員会にも出られないというところで委員長こぼしておられたのであります。大臣は、この国会でこういう騒ぎになるのは、一体日教組何を考えておられるか、なぜなんだろうかといいことを、どういう御見解を持っておられるか、ひとつ伺つておきたいと思つておりますが……

○奥野国務大臣 私、日教組の反対されている理由を三つあげることができるとは思ひませんが、一つは、何か給与を上げることによって先生方が文部省べつたり、政府べつたりの教員になるのじゃないかというところのようございす。私は、やはり政府は国民の代表でございすから、政府の言うことについて批判がある場合に大いに批判さればいいと思つてございすけれども、基本的には協力をしたいかなければならぬ性格のものだと思つてございすので、別な社会でもつくりうとするのなら格別、そうでない限りは理解できない、こゝ思つております。

もう一つは、五段階給与を考へてゐるのだ、こゝいうお話でございす。五段階給与にしよつとしますと、それなりに法律案を国会に提出しなければならぬのでございす。まだ私自身五段階給与がいいのか悪いのか何にも考へておりません。何にも考へていないし、同時にまた、そんな法律案を国会に出しているわけでもない。何の關係もないのにそのような議論がどこから出てくるのだろうか、私には納得がいかないわけでございます。

第三には、給与は交渉によつてきめられるべきだといふ気持ちがあるのじゃないか、かように考へるわけでございます。学校の先生方は公務員でございまして、全体の率仕事でございす。その給与は国民全体から税金の形で支払われておるわけでございます。したがつて、国民の代表者をもつて構成されているところの議会においてきめられる。しかし、議会は教員の立場について理解がなければいけませんので、別途、人事院なり、あ

るいは地方の場合には人事委員会、公平委員会から議院に勧告をするという仕組みまでとられておるわけでございまして、やはりこの方式が現在制度として打ち立てられておることでもございすし、当然この仕組みに従つていくべきものだ、かように考へておるわけでございます。教員の給与は利益の分配じゃございせん。一般の労使關係なら、利益の分配、したがつて労使交渉、よくわかるわけでございすけれども、公務員の場合には、これは全体の率仕事でございまして、国民全体から税金の形で拠出されておるわけでございます。したがつて、国民全体の代表者が構成して、います議会においてきめる、これはやはり筋道だらう。しかも、それにつきましても人事院なり人事委員会、公平委員会というよう仕組みまで設けて、その教員の立場を十分守つていこうという配慮もなされておるわけではなからうか、私はこゝ考へておるわけでございます。

○森(喜)委員 いま大臣のお話で、私も何かふしぎでしようがないし、おそろく社会党の先生方、共産党の先生方、皆さんも実は私はお困り抜いておられるのじゃないかなという感じがしてならない。率直に言つて、もうそれだけお聞きしておけば、これで全部国民の疑いというものは晴れた。しかも国会の権威ある場所で大蔵、五段階はおっしゃつておられるのだから、もうこれで十分にでも採決していいから、私は日本じやうの先生方がみんな望んでおられるのじゃないかというふうに思つてあります。

〔私語する者あり〕
○田中委員長 静粛に願ひます。
○森(喜)委員 いま日本の多くの人々が、先ほど私が冒頭に申し上げたように、こゝいう教育という、純真な子供たちに傷がつく、こゝいう心に傷がつくような一番大事な場所であるこゝうおとなの論争が続けられるということ、日本にとつて一番の不幸なことだといふふうに私は思つてあります。特に私は、一般の大衆の皆さんが、こゝ

ことは困難だ、こう思っております。同時に、文部省は教育の諸条件を整備していくわけでございますので、当然、文部省と教師あるいは教師の組合協力し合っているかなきゃならない、これは当然

て今日の事態を招いておるわけでございまして、ぜひこのような関係を改善すること、これが教育の振興をはかる基本的ないまの課題だ、ずっと私はそう思ってきているわけでございます。

先般、日教組のほうから初中局長のところへ、文部大臣と会いたいという申し入れがございまして、初中局長のところへ日教組の書記長が伺つておると思ひます。私は、両者の間で問題を詰めておると思ひます。

うざつくばらんに話し合えるような形に持っていこうじゃないか、また、そう持っていけるのなら私も積極的に会いますよ、こう申しているわけでございます。日教組大会を控えておりますので、日教組のほうの都合もございまして、日教組大会の前にするか、あとにするか、話もございました。その結果、十六日前後に幸いにして書記長と初中局長との話し合いで、会ったほうがいいという結論が生れますれば、そういう日が訪れるのじや

ないだろうか、こう考えておるところでございます。

○森(喜)委員　大臣は、教組委員長と大臣の話し合いは単にお互いの宣伝の場ではない、そんな場にしてはならないということをおっしゃっておられた。いまだ大臣の御見解で私はまことにりっぱなお考え方だと思ふのです。やはり一回きりじゃなくて、お会いになるなら、常にぎっくばらんに、ほんとうに國民のために、そして子供たちのため

に、生徒児童のためにお互いに教育という大事な仕事を預かっているのだということとこれから話し合っていたきたいな、これは全くそういうお互いにイデオロギーを抜けてほんとうに子供たちのために、天下國家のために、日本民族百年の計のために、私はそうしていただきたいという気持ちで一ぱいでございます。それだけに私ど

二五

もは、教組自体にも、お互いに環境条件、労働条件、これは要求されるもの当然でありましようし、そうしたための組合活動であるという事は私どもは決して否定するものではないのであります。が、どうも政治的闘争になる、あるいは、たいへん失礼なことでおしかりをいただくかもしれませんが、野党の皆さんにむける圧力をかけているんじゃないだろうか、そんなことを心配している。これは野党の皆さんもほんとうに困っておられるのじゃないだろうか、そんなことを考える。

ひとつ初中局長、事前のお話をなさるといふことであるならば、より意義のある、そして実りの多いこれから会談になっていくようにどうぞとめていただきたい。これは国民の皆さんがひとしく考えておられることだと思ふので、私からもお願いを申し上げておきたいと存じます。

そこで、姿勢、それから考え方、もう十分お聞きをいたしておりますので、中身については次回他の議員さんからお話があるかと思ひますが、一つだけ伺ひをしておきたいことは、今度の一〇分は、これはいろいろな反対の方々の中身にも誤解をされるようなところがたくさんある。たとえば、この間私のところの反対の陳情に來られた方と議論をしたら、この配分を政府が何かいい方をいいところ厚くつけたり、何か政治政策的にあるいは意図的につけるのじゃないだろうか、そんなことを心配しておられるようであります。この一〇分というのは、今回この法律が通り、この予算で措置された金額百三十五億、これは一体今回の場合はどういふふうに配分をなさる考えなのか、それをひとつお聞きしておきたいと存じます。

○奥野国務大臣 法律に書いてあるとおりでございます。具体的にどういふような給料をつづいていくかということにつきましては、人事院の自主的な勧告、それに一〇分従つていきたい、人事院におまかせしたい、こういう考え方でおるわけでございます。

○森喜一郎委員 この先生の俸給をして行政職の俸

給比較表というのをこう見ておりますと、確かに最初は先生方がいわけでありましたが、これが十五年目ぐらいでございまして、こう交差をしてしまつて、最後になると全くたいへんな差ができております。私はこの間、自分の母校の高校の校長先生とも会つたのですが、森君、一体ばくの給料は幾らだと思ふかねとおしやつて、そんなお話し合ひをしておつたのであります。校長手当もみんな含めて十五万くらいだよとおしやつた。決してお金で動いてるものでもないし、それから経済的なことで教職というものにだれもつかれた方ではない、いまの先生方みんな私はそう信じていふのであります。やはりいまのようなこういうバランスがいろいろな形でくずれてきていふ今日の中で、中学校を出た若者が十年もつとめれば、もう場合によつては校長先生以上の給料を取つておられるようなところだつてあるわけでございます。

それから、今回のこの中身は、人事院の勧告に従うというものであります。私どもとしては全体的な底上げをしていただきたい。そして、できれば次のときには、そういうたるみといふまじようか、たぬわみといふまじようか、そういう不均衡なところを直していただきたい、そういうふうな考えでおるわけでございます。大臣自身とされては、いま人事院にまかすとおしやつたけれども、へこみを直そうと考へておられるのか、全体的に上げるということを考へておられるのか、特に反対でいふような陳情に來られる方々、反対運動に來られる方は、その金を何かほかのところへ回されるのじゃないか、どうも政府にべつたり、あるいは校長にべつたり、体制側にいいところにつけるんじゃないか、こういううがった、たいへんな間違つた考え方をしている人たちが非常に多い。これは私は教組の指導者が悪いと思うのです。そういうふうな先生方をあおっているんだと思う。だから、いま人事院に従つたと大臣はおしやるけれども、そこが私がかえつて先生方の疑問の解消にならぬような気がしてならない。いま私は私の案として申し上げた。へこみを直すんだとか、一

律に上げるんだとか、私は具体的に一つの試案として言つたわけでありまして、やはり大臣としてはどういふことを希望されておられるのかということ。この場ではつきりされておかないと、どうも悪い材料で、ためにするための材料のためにあおられた、そういう疑問を持つていふ先生がたたくさんおられる。どうぞひととききょうはその辺のことをもう少し御自分の考え方をこゝで示していただきたい、このことをお願いをしておきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 教員の給与を全体的に上げた、これが一つでございます。したがひまして初任給も当然上げていくわけでありまして、もう一つは、いま御指摘になりましたように、十数年たちますと一般の公務員よりも給与が悪くなつていくわけでございます。これは不適當だ、そういう意味ではいまのままの給料表で一つの欠陥があると申しておるわけでございます。この欠陥は是正しなければならぬ。この欠陥の是正と、私たちがいま考へていふのは、一般の公務員に比較して優遇されなければならぬといふことでございまして、これは何も上のところだけ優遇されなければならぬのではございませんで、全体を優遇されなければならぬと考へておるわけでございます。全体を引き上げる、同時に、いまの給料表には欠陥があるんだ、その欠陥の是正はこの問題とは別個にやはりひやひやといかなければならぬことだと考へておるわけでございます。なお具体的にはいろいろ検討も続けておるわけでございます。その中で政府委員のほうから御答弁申し上げます。

○岩間政府委員 いま大臣からお答え申し上げます。したような点は、これはただいまの森先生の御意見を含めまして国会でもたびたび御議論のあつたところでございます。特に内閣委員会を中心にいじまして、教員の給与のいゝゆる逆転現象、これはおかしいじゃないかといふような御指摘がございまして、これに對しまして人事院は是正する方向でいきたいといふふうなことも申しております。

なお、私どものほうでは、現在、給与を含めまつ待遇の問題につきましては調査会を設けて検討をいたしておる段階でございます。そこで大臣からは慎重な御発言もあつたかと思ひますけれども、調査会の結論が出ました場合には、その結論に應じて大臣から人事院の總裁に要望という形で意見を申し上げたいといふふうな考へておるところでございます。

○森喜一郎委員 ありがとうございます。さらにこまかいこと、さらに人事院の考え方については他の議員から御質問を次の機会にさせていただきますことになるかと思ひます。

私は、今回、最初に申し上げましたように、新しい教育勅諭百年へ向かつてのスタートの年である、それだけに、自画自賛するわけじゃありませんが、自由民主党が掲げた予算編成を含めて新しい教育への手がかり、きわめて多くの人々から賛意をいただいております。そしてまた期待を持つていただいております。このように思ひます。特にいま都議会選挙があつて、私どもも委員会審議の中あるいは夜など演説会等々に行つて、都民の皆さんにもお訴へを申し上げる。保守とか革新とは一体何なんであらうか。私はここに日本社会党さんからの一九七三年二月八日奥野文部大臣への申し入れ書というのを持っております。この中には、私が先ほどから質問をし、大臣からそれに対する御答弁をいただいております。これは全部盛られておるわけでありまして、社会党さんが言われるようなことは政府も大臣も一つも考へておられないわけでありまして、大学の改革などというのは、いまのままにはつておいていいとは思ひません。奥野先生方のおいでになつたけれども、必ずしもいいとか悪いといふことは言えないけれども、新しい一つの試行として期待できるんじゃないだろうかといふことも、筑波について、各先生方、むしろ反対の立場の先生方ですらもそういう御意見を吐いておられたような気が私はするのです。いまのままであつてはならない、やはりわれわれ政

治家、そして行政に携わる皆さんは、いまから少しでも、一歩でも抜け出すこと、これが国民の期待を受けた立場の者でなければならぬと思うのです。そういう中で新しいものをつくろうとするのが、保守といわれる自由民主党で、何でもかんでもいまのままでいいんだ、動かさないでいいんだとおっしゃっておられるのは、革新といわれる社会党や共産党の人たちだというと、どうも私はわからない。このことを私がいま東京都のこの選挙で申し上げると、みんな一番このあたりにうなずかれるし、おかしいとおっしゃる。自由民主党といふのはやはり保守党じゃない、教育については少なくとも躍進、革新政党だ、私はそういうふうにいまま思っておるわけでございます。社会の風潮は、父兄といふものは、やはり教師の人格や地位といふものを一番尊重する、尊敬する。それが教育の一番大事な根源であるというような感じも私はいたすわけでございます。全国の先生方もどうぞ、そういう間違つた、あるいはためにするための指導に振り回されないようにしていただきたいといふことも私は心から願つてやまないわけでありますし、同時に、いい先生、そして教職に誇りを持つような人々、そしてよき教師を目指す人たちが将来の日本民族のために集まつてこられる、そういうことも考える。

いま申し上げたようなことから、この人材確保法案は何としても通していただかなければならぬ。ここに御出席の文教の先生方はみんな必ず満腔の意で賛意を示していただけるに違いないと私は信じているわけでございます。そうしてほんとうにおとなの論争、政治的な論争がこの教育の場に持ち越されてはならない。子供たちの魂をゆり動かすような教育をやつてこそ、ここに百年目の新しい日本の教育といふものをつくり上げていく大事な要諦ではないかといふことを最後に申し上げて、私は質問を終わりたいと存じます。どうぞひとつ大臣も正しいことは堂々と主張していただいて、そうして国民の疑惑あるいはまた先生方のそうしたいろいろなおそれというものに対して

勇敢に立ち向かつていただきたい、このことを心からお願ひを申し上げます、質問を終わりたいと存じます。ありがとうございました。

○田中委員長 次回は来たる十一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十七分散会

昭和四十八年七月二十三日印刷

昭和四十八年七月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

Y